

平成24年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成24年 6月20日(水)

午前 10時00分 開会

1. 出席議員

| | | | | | | |
|----|----|------|----|-----|------|----|
| 議長 | 9番 | 杉本邦雄 | 議員 | 1番 | 津川均 | 議員 |
| | 2番 | 上野敏夫 | 議員 | 3番 | 高田勲 | 議員 |
| | 4番 | 久保元宏 | 議員 | 5番 | 長原誠 | 議員 |
| | 6番 | 鶴野範之 | 議員 | 7番 | 絵内勝己 | 議員 |
| | 8番 | 中村保夫 | 議員 | 10番 | 渡辺敏昭 | 議員 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | | | |
|-------|------|---|-------|------|---|
| 町長 | 金平嘉則 | 君 | 監査委員 | 山木一男 | 君 |
| 教育委員長 | 日暮茂男 | 君 | 農業委員会 | 山岡禎弘 | 君 |

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

| | | | | | |
|--------|------|---|--------|------|---|
| 副町長 | 神憲彦 | 君 | 総務課長 | 辻広治 | 君 |
| 政策推進室長 | 横山茂 | 君 | 財政課長 | 辻山典哉 | 君 |
| 農業振興課長 | 栗中一弘 | 君 | 商工観光課長 | 菅原秀史 | 君 |
| 住民生活課長 | 谷口勲 | 君 | 建設課長 | 中野栄治 | 君 |
| 保健福祉課長 | 吉田憲司 | 君 | 和風園園長 | 橋英則 | 君 |
| 旭寿園園長 | 中山利之 | 君 | | | |

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

| | | | | | |
|-----|------|---|----|-----|---|
| 教育長 | 生沼篤司 | 君 | 次長 | 篠原毅 | 君 |
|-----|------|---|----|-----|---|

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------|------|---|----|------|---|
| 事務局長 | 浅野信行 | 君 | 書記 | 吉田正晴 | 君 |
|------|------|---|----|------|---|

7. 付議案件は次のとおり

| (議件番号) | (件 名) |
|---------|--|
| | 会議録署名議員の指名 会期の決定 議長の諸般報告 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 一般質問 |
| 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成23年度沼田町一般会計補正予算専決第3号) |
| 承認第 4 号 | 専決処分した小学校落雪に係る事故の和解及び損害賠償額の決定 について |
| 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成23年度沼田町一般会計補正予算専決第4号) |
| 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部を改正する条例) |
| 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて (国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成24年度沼田町一般会計補正予算専決第1号) |
| 議案第38号 | 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与等 に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第39号 | 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第40号 | 沼田町暴力団排除条例について |
| 議案第41号 | 沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につ いて |
| 議案第42号 | 空知教育センター組規約の変更について |
| 議案第43号 | 平成24年度沼田町一般会計補正予算について |
| 議案第44号 | 平成24年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について |
| 議案第45号 | 平成24年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算につい て |
| 議案第46号 | 平成24年度沼田町介護保険特別会計補正予算について |
| 議案第47号 | 平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 議案第48号 | 平成24年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 報告第 1 号 | 株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出に ついて |
| 報告第 2 号 | 財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提 出について |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 選挙第 1 号 | 選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 議案第49号 | 建設機械購入契約について |
| 議案第50号 | 旭寿園外壁改修工事の請負契約について |
| 意見案第2号 | 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案) について |

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。これより、定例会を開会する前に一言申し上げます。本日の会議におきましては軽装のまま、議案審議を行いますことを予め申し添えます。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました、平成24年第2回沼田町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番、久保議員、5番、長原議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。中村委員長。

(議会運営委員会報告 中村委員長登壇)

○委員長（中村保夫委員長）おはようございます。平成24年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議の結果を申し上げます。去る6月14日午後3時から議会運営委員と議長出席のもと、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。

これによりますと、今定例会に提出される議案は、諸般報告2件、一般質問、町長に対して6人7件、更に、専決処分6件、条例改正案4件、規約変更案1件、平成24年度補正予算案6件、報告2件、諮問1件、選挙1件。また、議長に提出されました陳情書4件の内、1件を上程すべきものとして取り扱うことで意見の一致を見たところであります。

以上、付議案件全般について審議致しました。結果と致しまして、今定例会の会期としては、本日20日水曜日から21日木曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から21日までの2日間に致したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から21日までの2日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長から報告を願います。町長。

（金平嘉則町長 登壇）

○町長（金平嘉則町長）おはようございます。平成24年第2回定例会を招集申し上げましたところ、ご多用にもかかわらず、全議員のご出席を賜りましたことにまずもって御礼を申し上げます。では、一般行政報告を申し上げます。

（以下、一般行政報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）次に教育長より報告願います。

（生沼篤司教育長 登壇）

○教育長（生沼篤司教育長）続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

（以下、教育行政報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで休憩と致します。

10時38分 休憩

13時00分 再開

（一 般 質 問）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第5、一般質問を行います。これより町長に対して、一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。3番、高田議員、農産加工場のトマトジュース生産方式についてを質問して下さい。

○3番（高田勲議員）3番、高田であります。通告書にありますとおり、農産加工場のトマトジュースに限らず、生産方式、生産のシステムについて町長に聞きたいこ

とがあるので、質問いたします。場合によってはちょっと細かい、町長が知らなくてもいいような事を聞くかもしれませんが、その時は担当課の課長さんに答えていただければと思います。それも、町長に質問するための細かい質問だという風に理解していただきたいと思います。

それでは始めますが、今まで農産加工場における、トマトの処理能力、これはきっと、一番量産品の普通の缶の商品を作ったときだという風に私は理解しているんですが、議場にもいらっしゃいますが、生産者でもある先輩議員のお言葉をお借りすると原材料ベースで1日あたり5トンという風に言われてきました。まあ何時間で5トンなのかもちょっとその辺も不明瞭な訳ではありますが、この1日5トンだよっていう数値は、この生産ラインの能力、キャパシティを表す数値として、町長は、適切だと思われているのか。それとも、こんなにないよ、もうちょっとあるよという風に思われているのか。もし、5トンじゃないよと言うのであれば、現在の実力というのは、例えば、1日8時間稼働でも9時間稼働でも結構ですが、何トンであるという風に認識しているのかをまずお聞きしたい。

そして、この処理能力を表す数値、5トンかもしれないし6トンかもしれないし、4トンかもしれないんですが、これ自体は今までの経験値によって、1日頑張ってもこんだけしか出来ないねというような数字なのか。それとも、ネック工程がここだから、ラインタクトが何分だから、稼働率が何%だからという風に数値で積み上げた、積算した能力なのかということもまず、お伺いしたいという風に思います。

次に大きな2番ですけれども、今年の今頃でありますけれども、国の制度「緊急雇用対策」を利用して、高度人材と呼ばれる者が2名加工場に常勤しておりました。営業にしても、工程管理、生産管理にしても一生懸命やってくれたように私には見えてましたし、加工場も少し変わってきたのかなという風に思っておりました。残念ながら昨年はトマトの収量が満度ではなくて、その二人の実力も100%発揮されなかったんだろうなという風には考えておりますが、それでも今年の8月に入ってからピーク時のトマトの処理能力、最高何トンだったのか、まあ最高の日と分かれば2番目に多かった日でもいいですけれども、まあどのくらいやったのかということをお伺いしたいという風に思います。

大きい3つ目ですが、本年度、トマトの洗浄機を導入することが3月の予算委員会の審議を経て、1定で議決されております。工事発注の一覧表を見てみますと、当初確か600万以上の節だったと思ったんですけれども、約520万の数字が出ていましたので、それにしても、520万のこれは設備投資ということでもあります。3月の町長の行政報告によりますと、従来ネックとなっておりました洗浄工程における、作業の効率化を図り、処理能力の向上を目的とした機械の更新という風に町長は行政報告で仰っています。きっとこの洗浄工程がネックであるよってということ

は、認識が当然あるからこういう表記になったんだろうし、そこを增強しようという風に考えたんだろうとは思いますが、このことによって、生産能力が一番最初に聞いた、今例えば5トンですよ、4トンですよ、6トンですよ、現在の能力に比べて、1日あたり何トンから何トン、どのくらい生産能力が向上するのかを聞きたい。そしてこの洗浄ラインのネックがもし解消されたとしたら、次のネックになってくる工程はどこなのかということも、通告書にもきちっと書いてありますので、これもお答えいただきたいと思います。

あと、大きい4つ目になりますけれども、生産工程の設備投資では、生産能力を向上させるということは本来目的ではない。結果な訳なんです。本当の目的っていうのはどこにあるんだろうか。効率化って書いてあるんですけど、ここに私の質問通告書に省力化とか品質向上、歩留向上って書いてありますけれども、きっと省力化を狙うんだろうなという風に思うんですけども、まあ省力化っていうのは例えば10人で1日1,000缶作っていたのを10人で1,100作るよと。あるいは9人で1,000缶作る、これが省力化という話なんですけれども、この辺を狙っていくのか、それとも例えばより確実な洗浄を行うことで異物混入があるかどうかは知りませんが、異物混入率が減ります。これは品質向上です。それから、1日の処理能力が増えるために、例えばこれもあるかどうか現実分かりませんが、ピーク時に受入れたトマトを廃棄することがあると。それを処理能力が上がることにより、満度に加工しますよということになるとこれは歩留向上という意味なんですけれども、この辺のどこを狙っていくのか、この洗浄機の導入によって。それで、その具体策をもうきっと設備の契約も終わって、もしかしたら工事が始まっているのかもしれないけれども、当然設備投資をするんですから、ここをこうしようという具体策があるはずだという風に私は思っていますので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）最後にありましたけれども、今回契約になりました設備の設置は7月。今、機械を作っているらしいので、初旬より設置ということを知っていますので、まずそれからお答えしたいと思います。

最初の質問でございますけれども、処理能力に関して、5トンというのは製品ベースの5トンということでございまして、原料ベースでは6.3トンがトマトの処理能力ということで、これは今までの実績に基づく経験値ということで、現場の方から報告をいただいております。

それから昨年度のピーク時におけるトマトの処理量は最高で何トンだったかということですが、去年は8月20日がピークでございまして、その時の処理量としては6.3トン、製品ベースでは5.2トンの処理を行ったということでござ

います。

それから本年トマトの処理能力がどのくらい向上するのかと言いますと、トマトの洗浄工程に配置した人員を水切り工程に配置でき、それから翌日分の洗い置きの作業が必要が無くなった事により、少なくとも缶への充填時間が30分延長できると。それから製品ベースで4000、2,050缶。ピーク時の8%の増産が可能になるということでございます。それで、翌日分の洗い置きの人員が人員不足により確保できず、連続して5トンの処理ができなかったことがあり、トマトの洗浄の前処理が軽減されることで、今回の導入で連日5トンの処理が可能になるということでございます。

それから洗浄工程の次のネックの工程は、処理能力は巻き閉め工程に連動していて、機械の処理能力としてのネックになる工程は見当たらないんですけども、水切り機械の老朽化、それから作業精度や水蒸気による作業環境の問題が今後の課題として残っているのかなと思います。

工程としての問題に、前にも全員協議会でお話したかと思えますけれども、やっぱり工場全体の老朽化とか安全・安心に対する問題が今後残っているのではないかなという認識でございます。

また、トマトの処理能力が向上した分の余力をどのように利用していくのかということ、省力化とか品質向上、歩留向上などということでご質問がありましたけれども、今回としては品質向上に関して言いますと、洗浄したトマトを屋外に保管することなく、洗浄直後に切断、加工が可能になって異物混入の時間的余裕を排除できる、安心・安全の度合いが向上します。

それから、生産能力が向上することにより、収穫から製品化までの時間短縮ができ、食味の劣化とか、それから保管期間の長い原料の混入率が低くなって、鮮度の高い製品作りに繋がって品質も向上できるんでないかという風に思っています。

それから、歩留としては洗浄から加工までの間に原料を放置しないので、原料の腐敗等の防止ができ、これによって歩留が向上する。

それから、省力化についてはトマトの洗浄工程にあっては1人当たり1日500kgの原料を洗浄していて、5トン処理するために必要な原材料を洗浄するための人員確保に苦労していました。これがこの洗浄機を導入することで解決できるということでございます。

それから、汚れ具合により処理量も変わってきます。雨の降った後の収穫については土が沢山ついておりますので、洗浄能力は1日あたり最大5トンであるけども、製造ラインスピードに合わせた随時洗浄可能となって、従来6、7人の作業員数を半減できるといったこういう省力化に繋がるということで今回導入を検討した結果でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）私の勘違いで、原材料ベースでなく、製品ベースで5トンだったということは改めて分かりました。

あくまでも、今言っている5トンというのは経験値であると、「一生懸命頑張ってもこれだけしかできなかった」。よく生産ラインなんかで言われるのが、今日のベストは明日の標準って言う言葉があるんですよ。昨年5.2トンやったのかな。今まで5トンだと言っていた能力が、頑張って5.2トン今日やって出来た。

なぜ5.2トン出来たんだろうかって言うことはそこで解析しなければならない。生産ラインの管理者というのは。それで、今日のベストは明日の標準、明日からはスタンダードなんだ、それが。生産ラインというのは常にそうやって成長させていかなければならないものだと僕は思っている。加工場ではそういう風な取り組み、ラインを管理している人達がそういう風な管理をきちっとやっているのか、何で5トンだと言われているやつが5.2トンできたんだろうか。あるいは毎日5トン出来ないよって言ってたんだから普通にやっていたらきっと4.5トンなのかもしれない。それが5.2トン出来た訳ですよ。それがどういう要因なのかということもきちっと管理して、ラインにまた反映していく。それが経営者の仕事なんじゃないかなという風に僕は思うんだけど。そういう風な生産方式や工程管理をラインの管理者はやっているのかどうかということをもまず再質問でお伺いしたい。

それであと、8%のライン能力の向上、きっと明確な数字が出てくるのかなと思って、私も半信半疑で質問をしたんですけども数字が出てきて安心しました。ただ、非常に矛盾しているのが経験値だよ、生産能力は経験値だよと言っておきながら8%上がるよって言うのが、数字で積み上げたものじゃないんですよ。今のとらまえている生産能力っていうのが。経験値なのになんで8%上がるって分かるのか、その辺もう一回再質問で2点目に聞きたい。

あとですね、省力化も品質向上も歩留の向上もみんな取るっていうんですけども、これにあと安全、作業者の安全も加わるんですけどもね。これらってすごく二律背反っていう言葉があるんですけども、どっちかを立てたらどっちかが落ちる場合がある。その辺どういう風に両立するんですかって聞いても、きっと両立させるって言うてるんだからこれはいいです。さっきの2点か、それについてまず再質問で聞きたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）生産管理については後でまた、担当のほうからも詳しく説明があると思いますけれども、去年の高度人材の関係で作業工程、大幅に色んな観点でチェックをさせていただいております。その経過については、去年の段階で報告をさせていただいておりますので、どこに問題があっただろうかというのをお聞

きになっていると思いますので改めてここでは申し上げませんが、現場サイドではたぶん色々過去、沢山の指摘がございましたので、それに基づいて十分にやっているという風に思いますので、具体的にそれにつきましては課長の方からまた、回答させていただきます。

8%の根拠でございますけれども、先程言いましたように、充填時間が30分延長できる、その数字上からはじき出した数字だと思っておりますので、この辺も担当課の方から説明させていただくので宜しいでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（栗中一弘農業振興課長）まず、工程管理の関係ですけれども、今、町長が申し上げましたように昨年高度人材等入った中で色々検討してきて、細かい、これをやったというのは、今ちょっと手持ちしておりませんが、その中で結果を反映させた中で一番最初にこの機械を入れることが能率向上に繋がるということで今回導入してございます。それから、8%、まあ今回経験値であってどうして数値が計算できるのかということでございますけれども、1日、一部早出をして、ボイラーを炊くでありますとかそういった人間が2、3人出て参りますけれども、基本的には8時半から5時までの期間でこの昨年のピーク時の原材料で6.3トンは製造をしてございます。これらを逆算といいますか、あとシーマの閉める能力、これが現在68缶ペースで回ってございまして、この時間数とシーマの回転数で合わせますと、そう誤差が出て参りませんのでその中で計算されますのが、30分やりますと4000、2,050缶の増産が可能ということでございます。まあ、洗浄能力、随時洗浄が可能になりますので、これ以上製造能力を上げることは当然可能であります。今申し上げましたように、定時出勤での作業でございます。これを時間外をかけますとか、あるいは早出、遅出等を組み合わせると、先程申し上げました、随時洗浄によってライン工程に合わせてトマトの処理が出来ますので、働いた時間分、ですから30分で4000であればこの倍々と30分毎に増えていくということは可能になって参りますけれども、ただあの限られた人間で作業する場面もございますので、それから働いていらっしゃる方が、女性主婦の方も非常に多いということもございまして、夜間の作業になりますと害虫が侵入してくる、電気をつけますと害虫がはいってもまた問題になりますので、その辺は状況を見ながらピーク時の原料の量に合わせて生産の工程管理を図って行きたいという風におもっております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田勲議員）細かくありがとうございます。大体、私もイメージ湧きました。最初ね、町長が工場が設備が古いですよという話されたんですけども、お店もそうなんですけれども、工場が古いのと汚いのは違う。別に汚いと言っている訳では

ないですよ。それは違う。きちっと管理を、手入れをすれば衛生的にもそれはなる。私はそういう風に思っております。それで、今はトマトジュースを8月、9月ぐらいでドンって作っちゃうのかな、製品に全部。それで、今年もそうだったんだけど、トマトジュースが無くなった時にいつものあの定価120円のやつが欲しいんだけど無いよ。ビンとか有機とか無塩のはあるよ、すごくもったいない現象が起きていると思う。それで、例えばね、リパックっていう技術、前聞いた事あるんだけど、多分、18ℓか20ℓの缶でやっているんだけど、それが1kℓのどっかいリパックをするための容器とかっていう発想は無いんですか。例えばそれをそうやって貯蔵しておいて、品質の劣化とかを試験したことは無いんでしょうか。すると、どうせ1斗缶に入れても冬にまた開けてやるわけだから、全部そんな8月、9月で作らなくてもいいよね。でっかい1kℓとか2kℓとかそういう風な貯蔵するリパック、リパックっていうのか分からないけど、中間仕掛品で物を持っておく、それで、下工程からのオーダーに合わせて製品を作る、中間の在庫はある意味、定量在庫で工場を操業していく。すると、今8月、9月でドーンって人がいるのが、延単で人を雇えるように。そういう風な感覚をもっと身に付けて工場を運営して欲しいなっていう風に僕なんかは思うんですけどもそういった発想って今まであったのかどうなのか、あるいはリパックを例えば1年持つとかそういう風な実験をしたことがあったのかどうなのかを最後聞かせてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）リパックについては担当の方から説明させますけれども、確かに生産ラインですから色々な食品とか生ものを扱っているわけですから、食品安全色々な面で十分な配慮も必要だと思いますけれども、1年を通して仕事を確保するとかって色々な面では検討してみる価値はあるかと思えますけれども、現状どういう状況になっているかというのは担当の方から今答えさせていただきますので宜しいでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（栗中一弘農業振興課長）リパックのご質問でございますけれども、一斗缶での保存をしたことはございます。それで、それを長期間、1年間以上という風なことはございませんけれども、確か半年ぐらいだと思いますけれども、それを充填して製品化したことはございます。それから、1年を通した作業体系という部分でございますけれども、フレッシュ充填、採れたてをそのままジュースにして売っていくというその売り方、あるいはそうでなくて大手がやっておりますように原料を中間処理をしたものを年間生産するといった売り方。こうなると、どういった形態で売っていくのかという売り方との関連も出てまいりますので、現状のところでは出来る限りフレッシュ充填をしたものは売っていくという観点で作

業してございますけれども、今後につきましては、トマト原料の作付けが拡大されてくれば、当然、今の能力では処理しきれない部分もございますので、1斗缶につめておいて後ほどリパックという方法も検討する必要があるのではないかという風には思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で高田議員の質問を終わります。傍聴者にお知らせいたします。今定例会から9月の定例会までクールビズで質問、答弁をすることを許可しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、10番渡邊議員。沼田町のこの夏の節電対策についてを質問してください。

○10番（渡邊敏昭議員）10番、渡邊敏昭です。私からは、この沼田町に直接、町内での問題点を1点と、それから町外からの影響でこれはどうなんだという2点の質問を今回させていただきたいと思っております。

先に、町外からの影響ということで、この夏の節電対策について、町長にお伺いしたいと思います。

昨年の福島を中心とする、大震災以来、各地の原子力発電所が定期点検等で停止したことにより、この夏の全国の電気事情がひっ迫していることはご案内の通りです。昨年はこのことで普通、電気なんてスイッチをひねればすぐ、部屋は明るくなるとか、電気製品がすぐ動き出すという生活の中から日常の生活がいかに電気に頼っていたか、色々考えさせられた一年だったろうと思っております。まして、屋根の上にソーラー発電パネルを付けて自家発電をし、余った電気を電力会社を買ってもらい、そんな時代がこんなに早く来るとは誰も思ってなかったという風に思います。今月に入って新聞等で、節電対策の記事を毎日のように連載して、この夏を乗り切るためのアイデアとかその反面の、過度な節電対策による問題点を指摘しています。それは、この夏の電力会社の電力状況の予測から国が節電による計画停電を出来るだけ実施しない方向で、各電力会社と調整を取っていることが報道されて、更にそれによる節電目標値がその地区別に示されたことによるものだという風に思います。皮肉にも、当の福島原発を稼働させていた東京電力や近くの東北電力は休止した火力発電所をフル稼働させることにより、昨年のような節電目標も、制限時間も、計画停電の予定もありません。それでは、この北海道がどうかというと、電力の不足分を今まで海底ケーブルだとか、本州の余裕のある電力会社から供給を受けていたり、よく今話題になっていますけれども、泊原発が点検休止させていると、そのようなことのような理由でこの夏7%以上の節電目標が課せられたと伺っております。元々、北海道はこの火力発電のウエイトが多いところですので、この火力発電や海底ケーブルにトラブルが発生したことを想定しての計画停電の準備という風に国は考えているようでございますけれども、逆に言えば、暗に早く泊原発を再稼働させなさいと言わんばかりの状況でないかなという風に考えてございます。

北海道は、夏場電力の使用が特に多いわけではありませんし、ましてや町村となるとなさらば、この節電目標の7%は大変難しいものでないかという風にも言われています。

そこで、質問に入りたいと思いますけれども、1つ目としてこの節電目標の7%以上について、町になにかしらの要請等があるのであれば、おそらくあると思います。その内容とそれに対しての町としての対応策、また、節電計画を作っているのであればそれらをまずお聞かせいただきたい。

2つ目として、全道的にその7%の節電が不可能な時、発電所等のトラブルが発生したときのために、計画停電が有り得るとしてその時の準備を今からしなさいという道からの指示があったと思います。その内容と考えられる場合の沼田町の場合の影響はどうか、それを聞かせていただきたいと思います。

3つ目には、仮に夜間の計画停電がどうしてもしなければならなくなった場合、やっぱり病院や福祉施設、そういうところには重大な影響があるという風に言われていますけれども、最近個人で住宅で人工呼吸器なんかの機器を使用している人が、やっぱりかなりの影響を受けるという風に聞いています。停電のときの町中の信号はどうかだとか、水道施設、ライフライン的なものですね。消防なんかもこれは影響受けるんでないかなと思います。本町はこの計画停電があったときに、十分な対応ができているのか、もうそういう風な計画を持っているのか、先程の2問目と若干重なりがあるとは思いますが、伺いたいと思います。

4つ目として、前段で屋根の上で発電して、そこで余った電気を電力会社に売る時代になったという話をしましたけれども、私は沼田町でも将来に備えて、何かしらの発電構想っていうんですかね、そういうものも持つ必要もあるんでないかな、まあこういう時代に入ってますので、そのようなこともちょっと考えたりもしています。例えば、よく言う太陽だとか、風力の大型発電はもちろんですけれども、沼田町ですので雪冷熱の熱交換による発電だとか、幌新ダムや沼田ダムなんかのダムもあります。それらを利用した水力発電ですとか、最近では用水の水の流れを利用した小型発電というものもできるというような記事もよく載っています。規模や能力に大小ありますが、発電の考え方としては十分可能なものでないかなという風に思いますので、町としてこの電力不足に対応する発電構想はないのか、また、個人のソーラー発電設備等に助成を考えることは無いのか、そこらをお聞かせいただきたい。

大きく4点、お願いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）この今回の節電に関しては、過日、北電さんから担当者が来まして、町に要請もございましたし、過日6月8日は振興局で、会議がございま

して北海道それから北海道電力、それから経済産業局から説明がありまして、節電の要請がございました。その時には農業団体、商業団体、色んな団体も集まりましたので、多分農業団体からも農家であれば系統で要請があるという風に思っております。

その内容としては、7月の23日から9月の7日、これはこの間の8月の13日から15日は除きますけれども、平日の9時から20時までの節電要請。それから、9月10日から14日までは17時から20時までの節電要請ということで今、北電からの周知がございました。こういう話がございましたので町としても、7月23日からに向けてどういう形で分かりやすく、パンフレット等ではございますけれども、町内の家庭、それから事業所に対して広報活動で節電についての取り組みをお願いしたいということで、今準備中でございます。まだその結果はまだ出ていませんけれども、策定の準備中ということでご理解いただければと思います。

それによって何とか7%の協力をしたいと思っておりますけれども、過日の新聞によりますと、もう去年と比べたら4.何%の節電が行われているという報道もありますので、この夏場は今議員さんも仰いましたけれども、夏場は問題ないけれども、問題は冬場だなという風に思っていますのでここでしっかりと節電に関する理解を設けていかないと冬場が大変なのかなという認識でございますので、後日また色んな手段を通してやっていきたいという風に考えております。

その中で計画停電の話もございましたし、過日新聞で計画停電をどういう風にするかって、北電さんも検討しているということで新聞報道をご覧になった方もいます。

2時間以内で何とか一日に1回か2回、数回行え、2時間以内の短い時間でやりたいという形で考えているようですけれども、これもまた具体的な内容は出ておりません。新聞によりますと、道とは国や北電に対して自家発電の整備ですとか貸出についても要請したということでありますので、これらにつきましても、今、火力発電所の故障、修理・点検中の問題とか色々出てきますので、それらについて対応していきたいと思っておりますけれども、どのような影響があるかということで次の質問にございましたけれども、例えばこの中で報道にありましたけれども、病院とか消防はこの計画停電から除外するという話もございました。例えば、沼田町で行きますと、厚生病院に確認しますと特別な対策を考えていないということですが、病院には自家発電装置がございまして、停電になった場合、3時間は通電可能ということで燃料が軽油ですけれども、確保されれば更に延長できるという形で回答がございましたし、例えば、福祉施設の冷蔵庫とか、それから食材の劣化とかそれから水道水はポンプで圧送してますから、そういったものが止まるとかそういったことがございますけれども、こういう段階におきまして具体的にその影響が無いよう、

先程でました個人の対応も含めて、検討は随時していきたいという風に考えております。

それから、町内での発電計画や個人への発電設備導入ということで助成を考えていないかということでございますけれども、特に具体的な発電計画は私共は持っておりません。ですので、今議員が仰ったように色んな発電方法がございますけれども、それによって全町がカバーできることはまず不可能ですので、いつ何時、まだ泊もいつ再稼動するかってというのはまだ不確定な問題もございますので、その冬場に向かっても含めて、具体的に何が町内で可能かも含めて検討はできるものはしたいという風に考えております。ただ、今のところ個人への発電の設備導入とかっていうのは一部話ございましたけれども、これによってどれだけのカバーができるかっていうこともまだ不確定なので、ちょっと私どもも勉強させていただいて、この電力状況を見ながら対応していきたいという風に考えております。

以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）1つ目の節電計画等が町でも考えてはいるということですし、色々な対策、計画停電の時には病院等には自家発電等で対応できるんだというお話でございました。それで、先程町長もお話されてましたけれども、問題はどやうやって一般の町民にも節電を促すか、そういうことになるんでないかなと思います。

最近の情報では、道庁等辺りも10%、まあエレベーターとか電気だとか節約して10%ぐらいまで節約したいんだと。それから道内の大手もできるだけそういうような方向に向かってやりたいんだというような新聞報道もございました。そう言いながらも、一般家庭なんかでは、なかなかそういう節電の目安とかそういうものもございません。メーターなんかは今貸出なんかもあるそうですけれども。やっぱり一般家庭がいかに使用料を下げていくか、そういうことが大事なんでないかな、という風には思いますけれども。

この沼田の役場等もできれば目標を持って節電をしてもらえればいいんでないかなと私はそう思います。

計画停電については、先程町長も話をされてましたけれども、実施されないように普段の節電で全体で協力するというのが一番大事なんでないかなという風には思います。ちょっと話は戻りますけれども、小学校の建設の契約の時に雪冷熱利用の冷房と太陽光発電の取り組みの検討をしたことがあります。これは町長も良くご存知だと思いますけれども、沼田町はあの時、日照時間が少ないんだと、費用対効果を考えたとき十分な期待が得られないよってということで、実用的な太陽光発電は採用しなかったという経緯がございます。そうは言いながらあれから、僅か1, 2

年ですけれども発電パネルは飛躍的に進歩を遂げたという風に聞いております。発電能力が向上したってということでこの地帯でも、結構ソーラーパネルを取り入れようっていう動きがあるようでございますし、元々気温の低い北海道は発電能力が高いんだということで、ソーラー発電に向いているという風にも聞いています。隣町、秩父別では発電の種類だとか規模なんかにもよりますけれども、上限10万円までの個人の導入に対して助成を実施したいという風に考えているみたいですので、この沼田町、我が町であればそれに加えて、雪冷熱の利用なんかの節電にも助成を併せてやれるような、そういうような考え方をとってもらえたらありがたいなと、そんなようなことを思います。

町長として、先程は考えてはいないんだということでしたけれども沼田全体を網羅するような町の発電というのはそれはきっと無理だと思う。どんなことを考えても。ですけれども、もしもの時のためのことで今、沼田にある自然を利用するようなそういう発電の方法を将来に向かって考えていくことは僕は必要なんでないかなという風に思うんですけれども、その点、町長の考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今、政策推進室の方で新エネルギーの方も担当しておりますので、将来にわたって、まあすぐ直近とは言いませんけれども、やはりそういった自家発電はできませんけれども、賄う事が出来る可能なエネルギーがあるんだったらそういう検討は必要かなという風に思っていますし、先程役場の話が出ましたけれども、役場につきましては去年、地球温暖化対策行動計画というのがございまして、それによってCO2を下げる関係で、役場も去年から一部節電というか、経費の色々な節減に取り組んでいます。

これを更にまた具体的にどうするか、例えば今日、議事堂照明全部ついていますがけれども、節電を徹底的にしていきたいという風に思っていますので、将来に向かって検討する項目には入れて行きたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）役場もそういう風な方向でやって行きたいということですので、まずは電力会社に安全な電力作りと安定供給に努めてもらうように求めることも大事でないかなという風には思いますけれども、自然界の資源をもっと利用した、町独自のエネルギー開発ですか、そういうものを考えていただきたいなという風にしつこいようですけれども、お願いしたいなと思います。

最近何か、一番大事なのは私たち自身が無駄な電気を使わないということが一番大事なんではないかなと思いますけれども、北電の請求書を見ますと今月と同年前月

の差なんかも今は分かるようになっていきます。それらの差を節電量だとかそういうような考え方で、町が奨励金を出したりだとか、それから町が買い取ってやるからだから節電せえよというようなアイデアもいいんでないかなと考えたりもしてまします。町長も仰ってましたけれどもこの夏、役場が節電の見本の事業所になるようにお願いしたいな、そういうことでこの質問を終わりたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、答弁宜しいですか。

○10番（渡邊敏昭議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）以上で渡邊議員の夏の節電対策についての質問を終わります。同じく、3番渡邊議員。資源ごみの個別収集について質問してください。

○10番（渡邊敏昭議員）続けて、資源ごみの個別収集について伺いたいと思います。これは本当に私の地区って言うに変ですけども、更新地区の話が中心になりますので、それらも含めてよろしくお願いしたいなと思います。時間も十分あるようなのでちょっとここで、資源ごみの回収について若干のおさらいをしたいなと、こんな風に思います。

始まりは、妹背牛町の不燃ごみの埋め立て地ですかね、あれがいっぱいになりかけたよと。延命だとか歌志内の焼却施設エコバレーの撤退だとかそういう物などに対応するためにリサイクルゴミの分別を推進し、深川の北空知リサイクルセンターへの持込をスムーズにすることと、それにより沼田町のゴミ全体の排出量の減少と処理経費の節減を目指したものだだと思います。間違っていたら訂正していただきたいと思います。

基本的なその時の収集方法の検討というのは当時の自治振興協議会が中心になって行われ、その叩き台には近隣町村の収集方法を参考に検討を始めたものだったと思います。しかしながら、私も秩父別や妹背牛も行ってみたんですけども、それらが行っている収集ボックス方式っていうんですかね。あれは景観だとか管理、特に沼田の場合は雪が多いので冬の問題から町場等の反対を受けて、またその以前からどうしても全戸収集方式というんですか、それらの考え方が抜けないのかそんなこともあって、なかなかそっちの方には決まらなかったみたいです。実際には全戸収集方式というのは分別料がすごくかさむんだということで、リサイクルゴミの収集センターへの分別持ち込み方式っていうんですかね、その方向で決定され、実施されたところがございます。

それでも、やっぱり町民の多くは個別収集を望んだんですよね。金平町長もよくご存知の通り、収集方法について議会でも幾度となく全員協議会で取り上げましたし、施行後も平成22年度の第3回定例会では橋場議員や私も質問させていただきましたし、金平町長が当選された後の23年の6月第2定例でも関連で絵内議員さんが一般質問されています。それらを受けて徐々に改善に向けての協議が続けられ

ているという風に私は捉えてございます。金平町長は資源ごみの回収方法の改善を8つの自分の公約の一つにあげられ、当選後速やかにこの問題に取り組んでいただけたと、私はそう思っております。しかしながら、如何せんこの収集方法で経費の問題等がありまして、市街地区と農村部に若干の差がございます。農村部も個別収集するとなると費用の方がかなり掛かるんだと。それから収集日の調整ですね、それがなかなか難しいんだということで農村部は一行政区数箇所の集荷方式で対応したいということで現在に至っております。そこで、まず一つ目にはこの回収方法の変更にて全てのリサイクルゴミをセンターに申し込む一番最初の方式とそれから金平町長が変更された、市街地区だけ不燃ごみとリサイクルゴミを個別収集し、農村部での指定場所での収集を行うにあたっての変更後の収集費用の差額というのはどのくらいあったのかまずそれをお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目には、実はこの農村部での一行政区数箇所の集荷方式というのは、全部の行政区では今実施されていないんでないかなという風なお話を聞いています。そこで、行政区の指定場所まで持っていけない人のところへは既に収集車は回っている訳なんで、実際の状況がどうなのか、農村部の収集方法の状況を聞かせてもらいたいなと思っております。

3つ目はやはり一応は私のところ、更新地区なんかはこの収集方式を取っているわけですがけれども、どうも地区の人間にしてみれば、何かこう、町場の人と差があるんじゃないか、えこひいきされているんじゃないか。そんなように受け取る人もいるわけで、何とか農村部も含めて全てのゴミの個別収集ができないか。

その3点を伺いたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まだ、変更して一年が経っておりませんので、その段階でございますけれども担当の方で試算しました回収方法の変更に伴う増額の費用でございますけれども、大体120万の増額でございます。これは当初から想定されていた金額でございますので、それで今現在は進んでいるということで回答させていただきます。

それから、回収方法や分別の現状はどうかということで、収集方法を変えて今のところ小さなことは別として多くの方から、渡邊議員さんから農家の方が不満があるんでないかという話ありましたけれども、全体的には特に問題のあるようなことはございませんで、1年を迎えようとしておりますけれども、ただ、今、私どもの政策の色々な段階におきまして、この1年終わった段階で、前にも質問で答えたかもしれないけれども、1年後もう一度見直すということで検証はしたという風に思っております。ですから、何らかの形で、資源ごみの収集方法の関係とか生ごみの問題とか、1年終わった段階でどうするかもう一度意見を聞いたり、方法は今ち

よっと担当の方で検討してございますけれども、検討して改善できるものは改善していきたいという形で考えております。

農村部、特に更新地区に関して今お話がありましたけれども、確か去年の懇談会の中で更新地区で色々な話がございまして、多分あの時ちょっと話があんまりまとまらないで今、何人の方からかご意見いただいてどうするかっていう問題がございました。そうですね。

それでその話が決着はしたと私は思っているんですけども、特に農村部についてはここでしか集めないと担当のほうは、まあ言い方が、ニュアンスがあったかもしれないけれども、一箇所か何箇所か集約して欲しいというお願いは柔らかくお願いしていて、集約化に協力していただきたいということでお話をしていたはずなんです。ただ、高齢者の方もいますのでそういう方には個別で対応してますけれども、全部の家庭は行きませんが現在運行している資源ごみの収集車のルート上であれば、例えば何箇所かに設定していただければ、そこには収集車が走っておりますのでそこは個別収集することは可能です。ですから、これは行政区の方と私どもの担当でまたもうちょっと打ち合わせさせていただいて解決する余地はあるのかなという風に思っておりますので、この後、行政区の方を交えて相談する機会を設けたいなという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）増額分については120万ぐらいだと、それから1年後で経った時には色々検証したいんだということでございました。それで、今私もルート上であれば個別収集も可能だという町長のお話も聞きまして、もうちょっと部落でも相談してみようかなと考えているところでございます。

それで、収集費用の増額については、当初のセンターの事業とそれから回収事業の両面がありますので当然ある程度は必要だなという風には思っていますし、当時その、住民生活課が6ヶ月ぐらいでリサイクル回収センターの方は無人にしたいんだという話があったと思いますけれども、現実にそんな状態って言うんですかね、無法とまでは言いませんけれども、先日も広報でリサイクルごみだとか缶のすすぎ洗いを徹底するよというよな注意というか広報もあったところでございます。やっぱり誰か、管理人と言ったらおかしいですけども見ている人がどうしてもあいう場所では必要なんじゃないかなという風に思います。そう考えると回収センターにいる人の人件費だとかそういうのも当然ちゃんと考えてやるべきでないかなと、私は逆にそういう風に思う方ですけども。月1回のリサイクルごみの不燃ごみの個別回収ですので、出来るだけ回れるところは回って個別収集をやっていただきたいなという風に私は思います。

今、町長からも話がありましたけれども、更新地区は元々4つの大きな場所に分

けてごみの収集をしていたんですけれども、現在その収集ボックスを全部会館の前に集めて収集ボックスごとに「これは缶だよ」とか「これはペットボトルだよ」とか分けて入れるようにしています。一番でっかいやつにペットボトルを沢山入れるようにしているんですけれども。中も出来るだけ色別のコンテナを用意したりして分かりやすいようにして、入れる人も分かりやすいように、また持っていく人も楽なようにと考えているんですけれども、回収サイクルが一ヶ月にほとんど1回ぐらいということですのですぐ一杯になってしまうっていうんですかね。まあ分別ボックスが一杯になるものですから、持って行ってくれるのを待ってすぐ入れる人もいたりして、なかなかその対応が十分に出来ていない。まあ3分の1ぐらいは直接回収センターの方に持っていっているんじゃないかなという風に思いますけれども、出来れば回数を増やしてもらえればありがたいなと、そんな風なことも考えてはいます。いますけれども、その会館のところに溜まったやつを持っていくときにももちろん分別が十分でなかったりして、置いていかれるごみも中には結構あります。まあ理由を書いた紙は貼られるというか置いていってもらうんですけれども、自分ちの前の個別収集と違って、その後の後始末というんですかね、一ヶ月に一遍ぐらいのもんですから、区長がどうしてもやっぱり集めた後、確認したり色々な作業が出てきたりして大変な思いをしているみたいです。会館の前ということもありますので特に冬なんかは除雪の問題もあります。収集ボックスの周りだけはねるっていう訳にもいきませんし、持込や回収のことを考えるとかなり頻繁な除雪が、ましてや今年のように雪が多いと上の屋根雪下ろしだけでも何回も役員になった人は行かざるを得ないという、それであんまりこれが続くと区長を引き受ける人がいなくなるんじゃないかなと思うぐらい区長さんはご苦労されているんですね。それで、高穂地区なんかでは国道沿いなのでボックスを置いたら通りすがりの人がごみを置いて行っちゃうよとか色々な問題もあるみたいです。ごみとの付き合いというのはこれからも本当に一生付き合っていかなきゃいけないんじゃないかなという風には思うんで、ある意味でごみの収集っていうのはライフライン、そんな風にも考えています。十分な支出を、集めるために必要な経費はやっぱり掛けざるを得ないでないかなと思いますので、是非、町長の考えであります、「今住んでいる人を大切にする」っていうためにも農村部の個別収集を検討していただきたいなと、そんな風に思います。その件についてもう一回町長にお伺いしたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）後でまた行政区の方も交えて担当と打ち合わせさせていただきますし、先程言ったように他の地区のことも色々とまた検証の対象にしたいという風に思っておりますので、そういう中である程度町民の皆さんにご負担願わなければいけない部分もありますし、100%我々行政ができる限度もありますので、

お互いにやっぱり協力しながら経費の節減等にも努めながら、不便の掛けないようなごみの収集をしていきたいという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、渡邊議員。

○10番（渡邊敏昭議員）ごみの収集で検討していただけるということですので。私らの地区では昔、ごみの袋は有料でしたよね、ああいうこともあってもいいんじゃないかって言ったら変ですけども、「若干の負担があっても集めてもらえる方がありがたいな」、そんな気持ちも持っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で渡邊議員の質問を終わります。次に、4番絵内議員、町営住宅について質問してください。

○4番（絵内勝己議員）4番絵内です。町営住宅についてと題して質問をさせていただきたいと思ひます。今、沼田町の人口も3,500程の小さな町になってしまったのかな、そんな感じがいたします。そしてまた、3,500の人口の内、60才以上が3分の1からになるような、少子高齢化の時代を向かえ、そういった沼田町になってしまったのかなとそんな感じがしております。

住宅関係について今、ご質問をさせていただくわけでありましてけれども、沼田町の町営住宅をはじめとする、町民の皆様方が入ろうとする、そういった住宅というのも決して悪い状態と言いましようか、少ない状態ではないのは事実だという風に私は考えてございます。全体的に入ろうと思えば入れる住宅というのが396戸もあり、空き家も25程しかなく、非常に入居率も93.7%というように非常に良い状況なのかなと思っております。

ただ、そこで私が申し上げたいのは、今、申し上げましたように高齢者がだんだんと多くなってきている、そんな状況下の中において、今空き部屋のあるところが全てではありませんけれども、2階3階というのが、その空き部屋の3分の1がそういったところがあるのかな、そんな感じがしております。そういったことを考えたときにやはり高齢者の皆さん方がそれぞれ希望のある住宅に入りたいというのがそれぞれ何か思いがあるようにお伺いさせていただいております。正確にまだ住宅を出られる人が公式的に役場の方に申し立ててない訳ですけども、今緑ヶ丘ではこの住宅に入っておられた方が和風園かなんかに入られるということで、そこが空くよということらしいんですけども、まだそれは正式な書類があがって来ておりませんが、そういった入りやすい住宅に今、既に何件か希望者がいらっしゃるという風に聞いてございます。そして、もちろん一つの住宅に先着、優先ということも当然なりませんので、私もあまり知らなかったんですけども、そういった時には選考委員会で検討しながら、そしてそこに入ってください方を決めさせていただくというそんなような状況だという風に聞いております。そういったことを考えた

ときに、沼田町もお金の掛かる事が非常に多い状況下であります。沼田にもそんな特別なお金があるわけでもありませんので、順次順番を踏みながら取り組んでいかなければならないのは分かりますけれども、そういったことを考えたときに町としても色々と検討はされていると思うんですけれども、やはり高齢者の皆さん方が入りやすい今の状況を見たときに、いずれ町営住宅も改築して行かなければいけない訳ですけれども、是非そういった、まあ1階建ての住宅っていうのは一番効率が悪いわけですけれども、沼田町もご案内の通り雪の多い地域だけに少なくとも最低2階以上を作らないと恐らく効率が悪いのかなと思いますけれども、しかし、高齢者の皆さん方にしてみれば1階でそれぞれある程度条件の揃ったのを希望しているわけですけれども、そういった住宅を作る時には考えながら取り組むべきだと思いますけれども、その辺、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）住宅の問題につきましては、絵内議員は住宅選考委員さんをなさったり色々と状況には詳しいということでございますけれども、私もやっぱり今回の、今年度の予算の中でも提案しておりましたけれども、住宅問題について「沼田町住生活総合基本計画」というのを策定する予定でございましたし、これについても予算委員会等で説明させていただいております。住宅問題、ご存知のように平成9年、まあコアタウンが平成12年ですから、もう10年以上、大きな公営住宅は町は建てておりません。その中で、住宅の人口の増とか色んなことを見てこの政策をとってきたわけですけれども、今、それ以後、住宅については着手しておりません。まあそんなこともあって今絵内議員さんが仰ったような問題が出ているのかなという風に思っておりますので、今その基本計画中で、市街地の中の土地利用を含めて、例えば「どこにどういう住宅が必要なのか」、それから住宅の用途廃止等も含めた住みやすい住環境が必要かなという風に思っております、今その計画の中で、私も一年の終わりの中でお年寄りの方から住宅の問題等、要望されておりますので、高齢者住宅、それから子育て住宅とかそういった住宅等、建てる必要があるのかなという認識で今検討中でございます。

ただ、住宅は今、うちの場合は公営住宅の中ではたぶん一般世帯が入る住宅と単身世帯、一部旭町に8戸の住宅がございますけれども、あの住宅についても平成5年と7年に建てておりますので、ですから、住宅政策全体を見直して、今言った高齢者、それから子育ての世帯の方が入れるような住宅も適切に配置をして、そういう住宅を作れば、例えば今の公営住宅から色々住み替えとか起きれば、ある一程度の、今絵内議員が言ったような問題も解決されるのかなという風に思っております。そういう観点で今、検討しておりますのでお時間いただければと思いますので宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○4番（絵内勝己議員）今、町長の方からそれぞれ前向きなご答弁をいただいたのかなと思いますけれども、これからどこに建てるのかなというのが町としての大きな課題になってこようかと思います。もちろん、住宅に入れば、そこから通勤されて職場にとか、車の無い方についてはバス等交通の便がどうか、そしてまた沼田は雪の多いところですので雪の投げるところが無くては駄目だとか、車を持っている方は言うまでも無く、車庫のあるところへという、そんな希望が非常に多いところでございます。あらゆる面においてこれからどういう風に建てるか、今町長からもお話がありましたけれども、沼田の将来像というか、どこにどんなものを建てるかっていうものに、それに付随するのが公営住宅なのか、それは言うまでもない事実だと思うんですけれども、もちろんそういったことを踏まえながらこれから計画していかなければいけないと、思うんですけれども、それにはやはりどういったところに商業施設だとか、また病院関係だとか、そういったもの等含めて取り組んでいく必要があるのかと思いますけれども、是非そういったあらゆる角度から町民の皆さん方の希望に添える住宅を早急に取り組むべきだとそんな風に感じているところでもあります。

また、町営住宅の中にも大変気の毒だなと思うのが風呂の無いところでの住宅に入っている方も何世帯かいらっしゃいました。非常に私達も議員の皆さん方で視察をさせていただきましたけれども、誠に申し訳ないなっていう、家賃だけの問題でなくて、今の社会に風呂も無いような住宅は住宅でないんでないかな、そんなことも考えます。どうか一つそういったことを十二分に踏まえながら、早急に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その辺についてのお考えをできればお伺いしたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）もちろん、今絵内議員の仰ることは同感でございます、私もやっぱり例えば、緑町地区にある住宅につきましても、例えばお年寄りがあるところにある途中の踏み切りの前後の坂ですね、来るときいいんだけど帰るときは大変だという話も聞いておりますし、例えばあそこの地区のお風呂が無い住宅につきましては去年からお風呂の整備を順次進めております。

ただ、そういったこともありますので、やっぱり快適な暮らしのためには病院とか商店街の近さとか交通網とか色んな要素が必要だと思いますので、それらを総合的に判断してそれぞれの目的にあった住宅を適切な場所に建設していきたいという計画で基本的にはそう考えておりますので、それが将来的な町並みを形成していくんでないかなという認識でございます。そんな形で考えさせていただいておりますので、またご意見があればいただきたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、宜しいですか。それでは、ここで暫時休憩いたします。10分間、15分まで休憩いたします。

14時07分 休憩

14時15分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開いたします。4番久保議員、今年度に新設した政策推進室の意義と効果はということで質問してください。

○4番（久保元宏議員）4番、久保元宏です。私は今年度に新設した政策推進室の意義と効果について町長に伺いたいと思います。

いよいよ金平町長の独自の予算年度がスタート致しまして、その中で町長任期のみの設置と謳われた政策推進室の効果について町民は期待しております。しかし、なかなか政策推進室の存在感が示されていないのが現状ではないかと思ひまして、この機会に沼田町民に政策推進室の意義と効果をアピールしては宜しいのではないかとそのような気持ちで質問を考えさせていただきました。まず、3月の予算委員会で初めて政策推進室を設けるんだと伺ったときに全員協議会などで重ねて、敢えて他の課より上のポジションにすると仰ってましたのですが、その意義と効果について一つ伺いたいと思います。

2つ目に、平成24年度の予算審査特別委員会で地域開発課のシートを頂戴致しましたが、その中で恐らく商工観光課と政策推進室でそれぞれお仕事が分かれたんじゃないか思いますので、この項目ごとに政策推進室が持った項目を伺いたいと思います。

それともう一つ、3つ目に、沼田町第5次総合計画の冊子を頂戴してありますが、その中で政策推進室が担当する課は、このページの中でどのページでその推進の方法について町長はどのように考えていらっしゃるのか、そのことを伺いたいと思います。

また、以上の二つに関わらず、現在取り組んでいる政策推進室の仕事の紹介とその効果についても伺いたいと思います。

さらに、5番目として、それ以外に短期的ではなく、中期的視野において政策推進室がどのような仕事を受け持ち、それに対して町長はどのような事を期待しているのか、その内容について伺いたいと思います。

また、個別に敢えて町民の期待の方から2つ聞きたいんですが、企業誘致、病院維持、この2点についてはここの担当なのでしょうか、もしそうであればどのように取り組むのか、ここの担当でなければどのように取り組むのか、以上、7点について町長に伺いたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まず、この政策推進室はまだ4月に設置して3ヶ月、着々と今その作業に取り組んで、職員も改めて招集したメンバーでございますので、まだ現在動いてますので、効果はこれからだと思いますので、その中で今質問にあったことにつきまして回答させていただきたいと思います。

まず、設置の目的についてですけれども、昨年度、策定致しました沼田町第5次総合計画、これをきちっとやっぱり実行することが必要でございます。その為の政策としての柱でございますので、この政策の柱をきちっとやっぱり年次、年次で実行していくためには効果的な政策を企画立案することが必要でありますし、各課横断的な事業展開や情報を共有することも必要であります。それからスピード感を持って実行する。こういうところが今回の政策推進室の役割でございます。そんなことで専任の室を設けまして、町全体を見ながら仕事をしていくという形でそういった位置付けにさせていただいております。ですからそういう意味では、各課の色々な問題につきましても、必ず政策推進室が中に入って協議するということで、縦割りから横の縦断が可能だということで、今後そういった効果が出てくると考えております。

それから、今年予算等特別委員会での事業シートでございますけれども、多分お手元にあるとは思いますが、例えば事業番号の3、地域おこし協力隊、それからまちづくり活性化支援事業、融雪施設設置事業は商工観光課の担当でございますし、21の新エネルギー推進事務は政策推進室です。それから、利雪新産業創出事業、これは農業振興課の担当でございます。それから41番からの緊急雇用、それから66番の中小企業特別融資利子、それから67番の中小企業特別融資貸付金、68番の販売力向上対策、69番の特産品開発、70番の週一タ市事業、77番の観光PRは商工観光課の担当でございます。それから、86番の住生活総合基本計画策定事業、これは政策推進室、という形でそれぞれ分担をさせていただいて、今事業に取り組んでいる最中でございます。

それから、3番目の沼田町第5次総合計画の冊子の中でどのページを担うかということでございますけれども、敢えて、まあ関連業務も含めてこのページで行くと、51ページの雪対策の充実、これは雪活用を含めた雪捨て場の問題とか大型融雪槽の設置等の問題もここで検討していきたいと。それから、52ページの快適な住宅の確保、これは今、住宅問題もありますけれども、やっぱり住環境の整備もやっていきたいと。それから、53ページの公共交通の充実、これは町営バスも含めた町内、それから町外との連携した地域交通の検討をさせていただいております。それから63ページの土地の有効利用でございます。それから78ページの新エネルギーの利活用。それと、80ページの広報公聴の中の公聴活動もこの分野でございますし、広域行政の推進、北空知それから留萌圏域、上川圏域との広域的な連携の

推進。これらを政策推進室が取り扱うということにしております。

それから、3番目の現在取り組んでいる仕事の内容とその効果でございますけれども、効果につきましては今言ったように作業を進めている段階でございますので、それについては今、明確なことはお答えできませんけれども、主な業務としては先程言った町の総合計画に則った総合的な企画、調査、研究に関連して、総合計画の進行、管理を行う。それから、現在行われている各種事業の評価を行って、次年度にまた検討するといったことをやっております。

今年のメインとして、先程も絵内議員の中で回答させていただきましたけれども、土地利用も含めた全体のマスタープランを作るということで、土地利用マスタープランの検討プロジェクトもその中で発足させていただいております。大きな一つとしては町民生活向上のプロジェクトで、この中では、先程の交通体系、それから空き地、空き家とか、それから冬場の除排雪の改善、それから幼保一元化の問題とか子育て、高齢者向け住宅の関係、それから定住、移住の関係について町民生活の向上を目指した検討。それから、まちの拠点作りプロジェクトということで、総合計画の重点戦略にありますような、事業をこの中で行って、それから農産物のブランド化や特産品の開発、販売拠点、加工施設の検討、それから観光情報のPR、地域発信情報とこういったことをこの中で取り組んで生きたいという風に考えております。

土地利用については先程も話しましたけれども、やっぱり町内をいかに住みやすい町にするかでございますので、今後の例えば病院の問題、それから先程の住宅の問題も含めてやっぱり総合的にどういった配置が沼田町に望ましいのか、それに伴う道路の整備とか色んなことが多分出てくると思います。そういうことについても取り組んで行きたいという形で考えております。

それから、中期的視野の紹介ということでございますけれども、敢えてそれらを、今検討をしておりますので。まあ中期的には、地域資源の沼田の宝物プロジェクト、それから住みやすさの高度化推進のプロジェクトとそういったものを地域的に取り組んでいきたいという形で、特産品の開発、それから農産品のブランド化、こんなことも行っていきたいということで、あと、農業者担い手確保の問題、それから移住定住の確保、こういったことについても地域的な中身なかなと理解をしております。

それで、あと質問の最後になりますけれども、企業誘致に関しては、これは商工観光課が取り組むことになっておりまして、現在、行政報告にも報告しましたけれども、1万社に対するアンケートの内、5千社については調査をおこなっておりまして、現在、それらの有意回答を待っている段階で企業訪問に結び付けて行きたいという形で今回は5千社は抽出の優先順位として食品製造業、それから医薬品等の

化学工業、商工業、それから、サービス業、それから生産機械器具製造業とかそういった業者の中に絞って5千社について5月にアンケート調査を沼田町のパンフレットを入れて企業誘致に結びつく活動を行っており、この後、7月にも関東地域に5千社にアンケート、それで順次、7月以降、有意回答企業を担当者が訪問するといったことで進めていきたいと考えております。

それから病院の維持については、これは本来なら保健福祉課の担当でございますけれども、今回、これは町の今後の重要な課題であるということで、病院、高齢者福祉施設検討プロジェクトを立ち上げまして、その中で総合的に政策推進室、それから保健福祉課、財政、関係部局集まって検討を進めている最中でございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）詳しい説明ありがとうございます。一生懸命やっているなと思いつつ、2つ程違和感を感じました。

一つはですね、選択された項目は確かにすばらしいんですが、選択に至る過程において密室性が高いんじゃないかと、町民、もしくは議会とのコンタクトを取った中で議論をしているという印象が薄いと思います。

例えば、先程の第5次総合計画の中では、37ページに計画を推進するにあたり、行政でなく協働のまちづくりを推進するとなっておりますが、今回の議会において町長から初めて縷々説明をいただきましたが、その間、2ヶ月間このことに関して町民との懇談があったような記憶がございません。議会とも懇談をした記憶もございません。ただ、そういうながらも先般伺ったところによると、コンサルタントに既に発注している部門もあるようでございます。となると、役場とコンサルタントさんだけで推進するようなことが推進することになるのかという、そういう大きな疑問を伺ってました。それであれば、そのような進め方をしているエビデンスを示していただきたいなと一つ思います。

町長も私たちと一緒に若い時、桃源郷その他でコンサルタントのファシリテーターと一緒にワークショップをして、なかなか前に進まない苛立ちを感じたと思います。やっぱり先程仰ったように、スピード感を持って具体的に進めるということが必要だと思いますので、なぜこういうようなところに一般町民並びに議会の問いかけがなかったのかという事が寂しく思います。そのことに対するご回答を期待します。

例えば、密室性のある議論は確かに必要だと思います。ただ、そうでなくて、一般町民でも例えば医療事務であれば、薬局の方とか介護職員の方の意見を伺うとか、教育だったらPTAの方の意見を伺うとか、そういうことを議論に入れながら、政策推進室の中に組み立てていく。そういった姿勢こそが計画の実現性に向けた第5次計画にふさわしいスタンスだと思います。なるべく、つんぼさじきに議会をしてい

ただきたくないなと思っております。公聴事業がふらっとトークであるように情報発信事業がバランスよく一方で持たれることによって町が前に推進すると思います。これが、一つ感じた私の違和感です。

もう一つの違和感は、非常に総花的に一杯色んなことを仰っていただいたんですが、政策推進室と謳うのであれば、町長先般80項目ありますよと私どもに教えていただきましたが、80項目でなく、1つか2つで構わないと思います。むしろこれをやるんだと。たった一つのことだけに、あそこの奥の部屋で室長中心に汗を流す優秀なスタッフが色んな課に足を出向いて意見を交換する。そういった大きな二つぐらいのテーマに絞って、一気に果敢に進むというそういうスタンスを持った方が総花的にあれもこれもというお手盛りのコンサルタントが得意な報告書にならないような結果を見せてくれるんじゃないかと思います。以上2つについて伺いたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）先程申し上げましたように、まだ3ヶ月の中で今基礎的な調査とか問題点を整理していますので、議会とか町民の皆さんのコンタクトを断ったとかっていう思いは全くございません。それは久保議員さんがそう感じたかもしれませんが、これから行政を進める中で、状況を、情報の発信とも言われますけれども、議論をこれからどんどんしなければいけないと思ってますけれども、この3ヶ月間の中ではそれは、ただ取り組む状況ではないということでご理解いただければと思います。ですから、今やっていることについてはこのまま間違いなく、今後大きな問題、それから色んな問題につきましては議会にも話をしますし、ただそういう状況には無いということでご理解いただければと思います。ですから、そういう意味で80と言いましたけれども、これは全部80項目を政策推進室でやる訳ではございませんので、各課で取り組むものを取捨選抜して、政策推進室で取り組むものをきちんと位置付けておりますのでそれらについても今後議論なり、検討を進めていく段階で、色んな段階で情報を皆さんに開示していくことも考えておりますので、決して私どもの中で、クローズされた中でやろうという考えは一切ございません。

テーマを絞ることに関しては、全体的な仕事でございますので、それを1つ2つに絞るのは到底不可能なことでございますので、このまま今やっている方法でやっていきたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、久保議員。

○4番（久保元宏議員）ちょっと方向を変えて質問させていただきます。先般、給食センターについて、町長と意見を交換する会がありましたが、町長は深川市の出方を待ってみようというお話を伺ってました。そうなってしまえば、給食センター

のイニシアチブを深川市に預けるということは、例えば沼田町の食育とか地産地消みたいなそういった食育の理念もイニシアチブを深川市に移管するような形になるような予感がします。確かに箱物に関してはランニングコストがかなり掛かるという事で、過去、先輩たちが作っていただいた箱物を維持することに、今、役場の職員の方々が非常に苦勞されているということは重々承知をしています、どうしても後ろ向きの議論になってしまうと、小さい細かい事業が中心になってしまって、大きい思い切ったことが出来ない。大きい思い切ったことが出来るのは沼田町の3,500人の中では金平町長、ただ一人だと思いますので、そのことに関してスクラップアンドビルドではなく、何となくスクラップアンドスクラップになりそうな、その動きに対して町長はどのようなお考えを持っているかということ伺いたしたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）突然違うことが出てきたので、今考えをまとめていますけれども、決して預けるようなことは考えていません。町として言うべきことはきちんと言わなければいけないし、私は町民を守る立場でございますので、そこで深川市にどうのこうのっていうことは私は有り得ないと思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、3回終わりましたので。

○4番（久保元宏議員）それでは、意義と効果に期待し、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（杉本邦雄議長）以上で久保議員の質問を終わります。次に2番上野議員、花嫁対策と出産費用の助成についてを質問してください。

○2番（上野敏夫議員）2番、上野敏夫です。私の方から沼田町の花嫁対策と出産について、沼田町のかわいい赤ちゃんの顔を思い浮かべながら回答いただきたいと思います。

沼田町に本当に何年も、どこの町も全国的に言ってたらオーバーになるかもしれませんが、独身の方がいることによって少子高齢化、色んな問題も起きてきております。せめて沼田町の独身者、この方々が少なくなるように町も努力されていると思いますし、それぞれの機関でも色んな話題に富んでおります。その中で今沼田町で今年中に計画されているのは分かりますけれども、どのようなとこまで進んで対応が予定されているのかお聞かせいただきたいと思います。

それとその後うまく結婚ということでゴールインされますと、全員ではないんですけれども出産っていう、こういう今まで経験したことの無い出産っていう経験が目の前に見えてきます。その出産するっていうことによって、費用が掛かりますけれども、沼田町でも42万円の補助っていうか助成金を出しているのは分かりますけれども、何というか沼田町で生まれることによって多少良かったなっていう感

じになるように、例えば昔ですけど出産祝い金っていう制度があったと思います。それは今は無くなってしまっていますが、出来たら出産祝い金を復活するような考えが町長の頭の中があれば、その辺の出産祝い金についての扱いもお聞かせいただきたいと思います。それと、沼田の子どもが増えて、赤ちゃんが多く産めるように環境づくりをする。先程、絵内議員の質問の中にも子育て住宅っていう本当に素晴らしい考えなので、これは早急に実現して欲しいということもありますけれども、出産、さらに独身者のことについて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）ちょっと前段、質問が分かりにくかったので花嫁対策のことで宜しいんですね。

花嫁対策につきましては、これは主に農業者の花嫁対策については、今年の予算の中で何件か取り組むことで進めておりますので、農業実習生の受け入れとか、それからグループ婚活支援事業とか、それから北いぶき農協でも色々取り組んでいますので、そういった個々の取り組みが必要かなと思っています。細かいことは担当課の課長の方からまた後で報告させていただきます。

それから、出産祝金とか赤ちゃんが生まれた若い世帯の助成の話だと思いますけれども、これはご存知のように今、児童手当とか妊婦の健康診断とか色々出されますけれども、沼田にとって、私も若い世代のお母さんたちとまだ、懇談する機会がまだ取れておりませんので、今年、お母さんたちと色々懇談した中で、実際どういったことが困っているのか、私も実感としてお聞きしたいなという風に考えておりました。そういう中で沼田町として、何が子育てに応援できるのかを含めて、検討したいという風に思っていますので、具体的に何をどうするかっていうことはまだ考えておりません。実態を十分に把握しておりませんので、何とも言えませんが、現状では、今言った児童手当が0歳から3歳まで月1万5千円出ていること等を考えていますけれども、その辺の現状を確かめさせていただいて、今後の施策に反映できるものがあれば、施策に反映していきたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、農業振興課の独身者対策について、農業振興課長。

○農業振興課長（栗中一弘農業振興課長）それでは、農業サイドにあります配偶者対策ということで説明をさせていただきます。

まず従前からずっと実施をしてございます、農業実習生の受入事業。これは平成12年から始まってございまして、本年も予算措置をさせていただいてございまして、予算額につきましては100万円となっております。これにつきましては、女性の方が自ら応募していただいた中で、農家の方に入らせていただいて、日当3,500円をお支払いする中で、それぞれ該当する農家をこちらの方で斡旋した中で、実習をしていただくということになってございます。

それから、もう一つ、同じ実習生の受入でございますけれども、これにつきましては首都圏、都市圏から地元農家を繋いでいただいて、これまで我々職員が来られた方と農家のの間に入っていたんですけれども、この立場を職員が対応するのではなくて、委託事業として、その募集した NPO 法人でありますとか民間会社の方にお願いをして、わだかまりと言いますか、遠慮の無いような中で、フランクにさせていただく部分と実習生の相談相手になるということで、本年は250万の予算で事業を検討してございます。

それから、グループ婚活支援と言うことで、町外における婚活イベントが様々に開催をされてございます。それらに参加をする独身の男性についても支援をするといったこと、それから町内の中で先輩方ありますとか青年部等ありますとか、自ら婚活イベントを開催していただいた時に、それらに係ります費用についても支援するというのでこれも40万円の予算を見てございます。

それから JA の取り組みについてでございますけれども、北海道マリッジカウンセリングセンターと札幌市、道で運営をします、NPO 法人でございます。そちらの方と連携を致しまして、まず本人も当然そうでありまして、家族の理解、意識も大切だということで、今年は田植えも終わりましたので、これから本人、家族も含めて、女性部の方とも連携しながらまず講習会をかわきりにして、意識の改革、前向きな気持ちになっていただいた中で、そのマリッジセンターに登録をしていただく。それから今度、お見合いであります、出会いパーティーの方に参加をしていただく。基本的な色んな引っ込み思案でありますとかどういった対応をすればいいかと言う研修をした上で、実効ある婚活パーティ等の参加に向かっていただきたいということで、講習会等の費用については JA の方で負担をするということでございまして、登録以降については本人の負担という風に聞いてございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）今、課長の方から花嫁対策というか色んな婚活事業、本人の意識なんていうことで私もそう思いますので、是非いいおめでたい話が速めに聞けるように期待したいです。宜しくお願いします。

そこで最初に出産についてなんですけれども、沼田町で一人っ子よりも二人、三人と出産をすることによって、二人目、三人目はそれなりの助成金的な産む環境を作るようなことを町長は考えていないのか、更にその、人口増にもつながるということで、出産できる方はいいんですけれども、不妊の方も沼田町でおられると思うんですけれども、隣の秩父別では不妊治療については公費で賄うということでそれを対策として、沼田町では不妊治療については公費で賄うようなことは行われているのか、それと赤ちゃんが生まれると色んなワクチンとか接種もあるんだけど、沼田町で行っていないと思うんですけれども、おたふくワクチン、水ぼうそうワクチン

ン、この辺も支援の計画というか支援しているのか、これは通告していないから後でも分かればいいんですけどもね、その辺の子どもの育てる環境について町としてももう少し支援をしていくことによって安心して住んでいただけるんじゃないかと思えます。

また、赤ちゃんが生まれることによって、出産お祝い金というのは、これから考えてくれると思うんですけども、私も妊婦さんと何人かお話ししたんですけども、そんな大きなことよりもまず、ゴミ袋、せめてゴミ袋ぐらいお祝いとしてもらえるだけでも喜ぶという言い方をしていたので、私の今の質問の中で小さなことかもしれないけど、妊婦さんというのは小さなほんとにゴミ袋一つでも、例えば100枚でもいいですからという感じなんですよ。それと同時に言われたのがミルク券だとかお米券、こういう小さなことでも妊婦さんは喜んでくれて、赤ちゃんを産もうという気持ちがあるということ、今笑っている人がいますけれどもね、小さなことでも妊婦さんは喜ぶんですよ。その辺を町として分かって是非あの、町長、小さな金額、お金じゃない。心の通ったまちづくりということで、沼田町にね、ゴミ袋をもらっただけでも喜ぶと言っていますのでそのこともちょっと考えてもらいたいのと、隣の秩父別町で行っている、まあ新聞にも出たんですけども、中学生までの子どもを持っている家庭については水道料金の基本料金を無料化しています。これは沼田町には無いことです。是非、町長、本当に水道料金の基本料金は何千円ですよ。でも中学生までの子がいる家庭に水道料金ぐらい何とかどこかで面倒みるような政策の考えを持っていないのか、昔と違って今は甘やかしてお金を出せばいいということではないのは分かりますけども、でも、沼田町で沢山の子どもが生まれて、乳母車を押している、町の中で可愛い赤ちゃんが乳母車に乗っている姿、これをなるべく多くすることによって高齢者にとっても私達にとっても明るい町になると思いますので、その辺町長、小さなことなんですけれども、どれか一つやってみるということを言えませんか、どうでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）基本的に子育てで安心して沼田町で育てていただくのが一番基本だと、それは私も同感でございますけれども、いま仰ったような色んな補助、助成が適切かどうかというのは見極めなければいけないこととございまして、私がここでゴミ袋あげますとかは言えませんが、他町はそれなりの政策でやっている町の状況がありますから、私どもは私どもの町の状況をきちっと把握してやらなければなりませんので他の町の状況がそのままうちの町でうまくいくとは限らないと思います。ですから、先程も言った様に政策として実態等を実際にお母さんたちもお話した経緯がございませぬので、そういった話をするなかで、本当に沼田町としての必要なことは何かということを含めて、私も検討させていただきたいと思

いますけれども、確約は現在のところ、ここでは申し上げられませんのでご理解いただければと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○2番（上野敏夫議員）本当に、町長になられて妊婦さんとも会話されていないとかって言われてますけど、本当に早急に、私も偶然に何人かの妊婦さんともお話できる機会がありましたので、ちょっと町に歩いているだけでも目の前に何人お腹の大きい方がおりますので、是非声を掛けて、早急に赤ちゃんを産みやすい環境を作りたいと思うんですけれども、その考えはありますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）ふらっとトークをやってみて、今、検診のときに併せてやろうという考え方で来ていますので、全く聞かないとかそんなことではございませんので、わざわざ来ていただくのも大変ですので、何かのついでに話をするっていう形で、今月はあれですけども、そういった形も何回か作って、沼田町の検診の時期、乳幼児健診とか色々ありますので、そういった時にも寄っていただいて、話をするような機会を設けていきたいという風に考えております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、以上で上野議員の質問を終わります。次に8番、中村議員。企業誘致について質問してください。

○8番（中村保夫議員）8番、中村であります。企業誘致という題目で質問をさせていただきたいと思います。町長の行政執行方針の中にもありましたように、企業誘致について1項目を立てて説明をしております。ここにも書いてありますように、長期に渡る景気低迷で企業の投資マインドは本当に冷え切っているのではないかなという風に思っております。沼田町もあらゆる手立てで企業誘致に努めておりますけれども、地場も含めるとどうもやめていく企業の方が多いなという風に感じております。これは、皆さんそう思っているのではないかなと思って何とかこれを止めたいという風に思っております。町長の執行方針の中にありますように、1万社に対する意識調査。こういったものは沼田町という存在を知らせるための情報発信ツールとして、それはそれで非常に意味のあることだと思いますけれども、どれくらいの有意回答があるのか、私はつぶさに数字を知りませんが、それだけではなかなか沼田に来たいって言うってくれる人はおられないのではないかな、それが現在の数字ではないかなという風に思っております。

そこで、質問をさせていただきます。ここに書いてある通りなんですけれども、直近5年間の企業誘致関連費用とその成果について再認識の意味で伺いたいと思います。

次に、近隣市と同程度の誘致待遇をするとすればどのくらいの費用が掛かるか、まあ近隣市というのは取りも直さず、深川市のことを実は申しております、深川

市もここ2、3年色々な企業の撤退で火がついたという風な感じもありまして、非常に大きな誘致政策をとっているように新聞で聞いておりますけれども、これと同じ程度の誘致待遇、優遇政策をとるとすれば、沼田町でいったいどれぐらいの金が掛かるんだということを基本認識として聞かせていただきたいと思います。

次にですね、これは前提条件で言うてはいけませんけれども、深川市並みの優遇政策が、もしとれないとすれば、それでもなおかつ、沼田町に来てよ、沼田町に行くよっていう程の魅力は沼田では何があるんだろう。その辺を再認識の意味で町長の口から聞かせていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）はい、まず、直近5年間の企業誘致の費用でございますけれども、平成19年でございますけれども、関連費用併せて、173万6千円。これは5千社にアンケートを行って回答が4.28%。それで、77社の企業訪問をしております。それから、20年度が239万1千円。これはこの年は1万社にアンケートを送りまして回答が5.23%。112社を訪問しています。21年度が256万7千円。これも1万社でございます、回答率が5.98%。181社を訪問しております。それから平成22年度が、245万円。この年も1万社でございます、2.72%でございます、153社を訪問してございます。昨年、23年度でございますけれども、299万円の費用でございます、アンケートが1万社で3.45%。訪問企業が204社ということでございまして、この5年間で総額1,213万4千円。アンケートが4万5千社、訪問企業が727社というような状況でございますので、もしよかったらこれも後で資料としてお渡ししたいと思っておりますけれども、そういったことで担当者は年に5、6回東京、名古屋、大阪、関東近辺をそういった形で沼田町のPRを含めて訪問してございまして、20年度に「日本パッケージシステム」が来たし、21年度には「正和」さんが用地を拡大して、今新たな業種に向かって、検討中であるということは議会の皆さんにも報告済みかと思っておりますし、平成22年度には「ハイテクインター」さんが用地を取得して、震災がありましたので、その関連でまだ事業が遅れていますけれども、これらについても沼田の寒冷地ということで、沼田の地で、寒い中で実験をしたいということでございまして、これは本当になかなか成果が出てこないというか、こういったことをきちっと毎年コンスタントに続ける事によって沼田町のPRそれから、それによって色々な情報も分かってくる訳ですから、決して無駄じゃないかなと私は思っております、今後ともやっぱり必要な活動かなという認識をしております。

それで、まあ近隣市、多分深川市でないかと思って私どもも調べましたけれども、深川市さんが今年、工場誘致に1億5千万の設置費、それから土地取得に500万、移転助成に150万、物流経費5ヵ年で250万、上下水道5ヵ年で250万、5

カ年で計2億6千500万という助成をしますというのが深川市でございまして、私どもの今の制度で行きますと、工場設置に5,000万という形でございます。ですから、まだまだ足りないけども、これはケースバイケースで今、何社か打診があるところにつきましては個別で対応しなきゃいけないという風に思っておりますけれども、現状としては今の額で企業さんには説明させていただいております。ただ、私たちはご存知のように前の会社からいただいた建物のある、元東海アルミさんの工場もありますので、そういったあの工場をそのまま使えるような企業さんにも接触というかPRをさせていただいております。ちなみに深川市さんの話が出ましたけれども、誘致関連費用として、深川市さんは24年度予算で企業アンケート及び調査に245万円、私どもが213万円でございますし、企業誘致の活動のPRは深川市さんが229万円で、私どもが157万円と、決して深川市さんとは目劣りするような金額、まあ私どもの町のレベルとすれば十分な関連誘致費用を持ってやっているという風に思っておりますのでご理解いただければと思います。

誘致企業への沼田町への優遇策以外の魅力は何かということですが、昨今やっぱり、今の節電の中です、雪エネルギーの需給に関する関心を持っている企業さんもありますので、こういった雪エネルギーに関する取り組みも、それから、ご存知のように深川市さんもそうですけれども、ここの地は旭川、札幌に近いということもございまして、ですからそういった地理的な利便性もやはり魅力かなと思っておりますし、私どもは少ない人数でございますけれども、今現在商工観光化の中で、色んな誘致活動を行って、幅広く情報を集めて、是非沼田町の中で安心して企業活動が出来る、そういった沼田に来た後のフォローもきちっとやっているということもアピールのポイントかなという認識もしております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）まあ深川が道内トップクラスの2億6,500万円の助成制度も拡充しますという風な書き方をしているんです。道内トップクラスってトップって書かなかったってことは、これと同じくらいの誘致活動している町は他にもあるということなんです。先程、町長が言われた、いわゆる札幌、旭川に近い、地の利があるだとか、雪っていうアイテムがあるだとか、そういったものは恐らく深川の方が、雪は沼田の方が多いにしても上でしてね。近隣市でこういう今まで腕組みしていたか、あぐらをしていたか分かりませんが、これだけのインパクトのものを生み出した時に、沼田は太刀打ちできないんじゃないだろうか、今までのアンケートで、アンケートが返ってきて、それじゃあ1万社の内の1社とか、0.5社が沼田に来てみようかと今までは動いたとしても、隣の町で何か凄いことしてくれるんだってさ、それで沼田は何してくれるのかということに結局なってしまうんですよ。それで、2億6,500万円というのはマックスの話で、雇用の人数で4

0人以上だとか、色んな条件が付与されているんですけども、これねえ、我々は今までアンケートという紙っぴらで要するに海老で鯛を釣れるかなと思っていたんですよ。ところが近隣市では、マグロでニシンを釣りに来たようなもんかなという風に思っているんですが、これなら沼田の企業だって深川市に進出しますよって言ったら、何か凄いこと助成してくれるのかなと思うぐらい凄いことなんです。

やはり沼田も何かしなきゃと思っています。昨日、質問するのでホームページくらい見ようかなと出してきたのがこれなんですけれども、じゃあ沼田のホームページって何が書いてあるのかなと思ったら、「沼田工業団地分譲中」っていう何年か前のやつがそのまま載っていました。平米単価410円とか何とかそういうタイトルで載ってました。一番びっくりしたのが、昨日見たんですよ。昨日見たんですけども、問い合わせ先が地域開発課なんですよ。3ヶ月経っているんですよ。昨日見たんですよ。地域開発課なんですよ。やる気があるのかねっていう話なんですよ。銭出せとは言わないまでも、誠意が全然伝わってこないような、企業誘致活動なら企業誘致の看板下ろしたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、どうですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）ホームページが直っていない点については陳謝申し上げますけれども、今後、企業誘致はきちっとやって行きたいと思っておりますので、今後とも、まあ深川市さんのようなこともやっぱり必要かなということも今聞いていましたら思いますけれども、ケースバイケースで有意回答があって関心のあるところについては、それ相応の今だったらそういった優遇策も必要かなという認識でございますので、今後とも検討させていただきたいと思えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員。

○8番（中村保夫議員）もし本当に、先程来何人かの同僚の議員から人口3,500人の町でっていう枕詞を使いました。町長が当選してから第5次総合計画を書いて、その時の5年後の目標点ってどのぐらいよっていったら3,450って言いました。下手したら、今年度中に3,450になるかもしれない。何かしなければいけないという私自身は焦りを感じておまして、それは先程言った、マグロでニシンを釣るがごとき金をばら撒けばいいってもんではないかもしれないけれども、いや、金は残っているけど人はいなくなったわって、来る企業は全部深川に持っていかれたわ。では我々は済まされない。そういったこともよくよく考えていただいて、期待し、同じ質問をしても同じ答えしか返ってこないんで、これから有能なスタッフをそこにずらっとおられるんだから、それらの人達の知恵を絞って、少なくともホームページの課の名前が3ヶ月ぶん投げっぱなしだと、それからホームページが何ヶ月前に更新したのか分からないけれども、隣町がこういうことをやっているって言うことすらもキャッチしていないのかもしれない。見ていないっていうことだか

ら。そういったことを厳に戒めていただきたい。

答弁は求めませんが、猛省を促して私の質問を終わります。

○議長（杉本邦雄議長）以上で8番中村議員の質問を終わります。以上で一般質問を終了いたします。休憩しないで進めます。

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第6。承認第3号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

次の頁、専決処分書をお開き願いたいと思います。

専決処分、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成23年度沼田町一般会計補正予算専決第3号を別紙のとおり専決処分する。平成24年3月29日、町長名でございます。別冊にしてございます。平成23年度の専決第3号1頁をお開き願いたいと思います。

平成23年度沼田町一般会計補正予算専決第3号。平成23年度、沼田町の一般会計の補正予算専決第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、27万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44億5,388万6千円と定める。2項以下省略を致します。平成24年3月29日、町長名でございます。本専決第3号につきましては、3月1日に発生を致しました、沼田小学校一線校舎屋根からの落雪によりまして、車両2台に損害を与えたことによります賠償金を計上したものでございます。早急に処理をしなければならないことから、専決処分とさせていただいたものでございます。また、平成23年分に係ります学校施設環境改善交付金、小学校の改築事業に係ります交付金であります。この23年分の減額に伴いまして、起債額がその分増加を致しまして、借入事務に支障をきたすことから、併せてこの際、専決処理とさせていただいたものでございます。8頁をお開きをいただきたいと思っております。

歳出であります。2款の総務費であります。1目で一般管理費、26万9千円を補正させていただきました。沼田小学校落雪事故損害賠償金でございます。車両の損害賠償であります。町が加入を致しております、総合賠償補償保険、この査定に基づきます過失査定額でございます。財源につきましては保険金でございます。

続きまして、一番下の10款の教育費の4目学校施設整備費であります。補正

額は出ておりません。冒頭申し上げましたとおり、小学校改築に係ります国庫支出金の23年度出来高に対する交付額、これが減額になったことから財源の調整をした結果、起債の増額と財源の組替えを行ったものでございます。

戻りまして、6頁、歳入であります。財源であります。国庫支出金の減額、あるいは町債の増額をしてもなお、不足となる額、114万4千円につきましては地方交付税を増額をして収支の均衡を図ったものでございます。

以上、申し上げまして提案理由とさせていただきます。ご承認方よろしく願いを申し上げます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7。承認第4号。専決処分した小学校落雪に係る事故の和解及び損害賠償額の決定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）承認第4号。専決処分した小学校落雪に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

次の頁の、専決処分書をお開きいただきたいと思います。

専決処分書、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成24年3月29日、町長名でございます。

損害賠償の額の決定及び和解について。この関係につきましては、平成24年3月1日、沼田小学校校舎からの落雪により発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。損害賠償額等については、記載のとおりとなっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

なお、この損害賠償額につきましては、保険会社の判定により、相手方の過失2割ということで算定された額で和解をするということで専決処分をしたものでございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）7番、絵内です。和解条件の中に相手方が、町に対して左記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しないということが和解の条件の中に入っておりますけれども、少なくともこの事故が起きる前に教育委員会の方より、危ないから車をよけてくださいよという風に言ったという風に記憶しているんですけども、それなのに、この和解の条件というのは自分達の反省の色っていうのは全く無いのかなと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育長。

○教育長（生沼篤司教育長）これにつきましては、ちょうど今、学校が建替え中でございます。本来でしたら屋根の下に車を置く事は確かに適当ではないという風に思うわけでありまして、建替え中という状況の中で、しかも生徒の通用門辺りに本来空き地があって、そこに置けばよかったですけれども、実際、元のグラウンド、今の建替え工事をやっているところが冬場の遊び場として使えなくなっているものですから、生徒玄関前を子ども達の遊び場として開放している。そこには車が置けない。従来、夏場、今置いている場所に「先生方はここに置いてください」という風に学校側からの指示がありまして、そこに置かせたものでございます。先生方にもこちらから学校長を通じて「車はここに置いておいては今日は落ちる可能性があるから移動させてください」という話は確かに致しました。しかし、ちょっとその辺りが学校内部のちょうど授業中だったのか何なのか、動かしてくれた先生はいらっしゃるんですけども、残念ながら2人の先生に十分その話が伝わっていませんでした。これは残念な結果を招いてしまったということでございます。

雪が屋根の上にもいつも以上にのっていたということも一つ大きな原因にはなっております。そうでない箇所から落ちた雪は車が止めてあったところまで飛んでいません。そんなこともありまして、伝えるべき学校管理職の方も十分にその辺が徹底できなかった一つの理由になっていたのかもしれない。

いずれにしても、車を傷めた所有者の先生方2人には、過失が無かったのかといえればゼロでないのかどうか、ちょっとその辺微妙なところではありますが、私どもに落ち度があったという解釈で今回は保険の対象にさせていただいたところでございます。ご理解の程、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）今回、人間の人身事故が無かっただけ、喜ばなくてはならないのかなと思うんですけども、今、教育長の方から詳しくご説明いただきましたので、その部分については理解をする訳ですけども、どうか一つ学校内でもそういう密に各先生方に伝わるように更なる努力をお願いしていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（杉本邦雄議長）他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第8。承認第5号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）承認第5号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

次の頁、専決処分書をお開き願いたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定によって、平成23年度沼田町一般会計補正予算専決第4号を別紙のとおり専決処分する。平成24年3月30日付でございます。町長名でございます。別冊の平成23年度専決第4号1頁をお開き願いたいと思います。

平成23年度沼田町一般会計補正予算専決第4号。平成23年度、沼田町の一般会計の補正予算専決第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億1,387万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、45億6,775万7千円と定める。2項以下省略を致します。平成24年3月30日、町長名でございます。

本専決予算につきましては、平成23年度の決算見込、これを調整をした結果、歳計剰余金、これが約2億9,000万円生ずる見通しとなるということから、決算処理と致しまして、減債基金及び振興基金の積立てに1億3,319万5千円。

減債基金の繰入金の戻入を9,680万5千円と致しまして、純繰越金の額を約6,000万円とするための補正を専決処分させていただいたものでございます。

7頁、歳入でありますがお開き願いたいと思います。まず、2款の地方譲与税から9頁にまたがりまして、12款の交通安全対策特別交付金、ここまでのいわゆる一般財源科目でございます。3月交付の結果、交付額の確定により、それぞれ増減補正をさせてもらったものでございまして、これにつきましては説明省略をさせていただきます。

9頁をお開き願いまして、19款の繰入金でございます。繰入金の個別の説明につきましても省略をさせていただきますが、これにつきましてはそれぞれ基金充当事業におけます事業費の確定、これによりまして、各基金の繰入金を減額をしたものでございます。更に、13目の減債基金の繰入金、これを決算処理と致しまして、9,680万5千円の減額。いわゆる皆減をさせていただいたものでございます。

次に、11頁の方、歳出の方でありますがお開き願いたいと思いますが、まず、2款の総務費から12頁にまたがりまして、10款の教育費まで、ここまでのについては、只今歳入の方で申し上げました、各基金の充当事業の確定によりまして、いわゆる各関係予算の執行残を減額処理を致しまして、財源欄にございまして、基金財源の減額充當を行ったものでございます。こんなことから個別の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

13頁をお開き願いたいと思っております。11款、公債費であります補正の額は出してございませぬ。財源移動させてございませぬ。長期債の繰上償還財源として減債基金、9,680万5千円を繰入計上してございませぬけれども、決算処理と致しまして、これを減額を致しまして一般財源に振替えたものでございませぬ。

続きまして、12款の諸支出金であります基金の積立ての計上でございませぬ。決算処理と致しまして歳計剰余金の内、減債基金に319万5千円、振興基金に1億3,000万円を積み増しする予算を計上したものでございませぬ。なお、振興基金につきましては、平成24年、25年執行されてございませぬ、小学校の改築事業。これに係ります学校の校舎の解体経費、これには財源がございませぬで、全て一般財源扱いになるということから、改築事業の計画に出て参ります、1億3,000万円、この解体経費等の一般財源を23年決算処理として積立を行ったものでございませぬ。

以上申し上げまして提案理由とさせていただきます。ご承認の程よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第9。承認第6号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長） 承認第6号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

次の頁、お開き願いたいと思います。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成24年3月31日、町長名でございます。

町税条例の一部を改正する条例。町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。改正条文につきましては、非常に煩雑となっておりますので、朗読を省略をさせていただきます。お手元に私どもで作りました、資料をお配り申し上げておりますので、そちらの方をご覧いただければという風に思います。

まず、提案理由の説明を申し上げます。まず、改正の根拠でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律、これが平成24年3月31日に交付となりまして、関係する政令、省令とも同日付で公布され、4月1日施行されることに伴いまして、町税条例の関係条文について、改正準則に基づき所要の改正が必要になったものでございます。こんなことから3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

今回の地方税法等一部改正の主な内容につきましては、住宅用地の負担調整措置の特例の見直しの外、東日本大震災に係ります、居住用財産の譲渡期限の延長、家屋の再取得に係る住宅ローン控除の重複適用措置を追加したことが主な内容でございます。

資料をお配りを致してございます。1点目、町民税関係でございますが、これにつきましては東日本大震災に係ります規定でございます。東日本大震災によりまして、

被災者居住用財産の敷地に係ります譲渡期限、この延長の特例を災害後3年から7年まで延長をしたものでございます。これにつきましては、住まなくなった日から3年までの12月31日までに売却すると現行上3,000万の特別控除が受けられるというものが、これは所得税法の関係になろうと思いますが、この仕組みを7年まで、この震災に係ります居住用財産の敷地に対しては7年まで延長したということでございます。

2点目には、東日本大震災に係ります住宅借入金等特別税額控除の適用期間、この特例では現行で認められている住宅ローンの適用物件の残存期間の控除に加えまして再取得した住宅ローン控除を重複して適用可能という風にしたものでございます。残っている残債と併せて新しく取得する家屋等に係りますローン、このダブル適用可能という風にしたものでございます。

これにつきましては、住民税の所得割に影響するものでございます。これらにつきましては現在沼田町で適用されている方についてはいらっしゃりませんが、将来的に該当する方が転入された場合を想定いたしまして改正準則に盛り込んだものでございます。

固定資産税関係でございます。まず、住宅用地に係ります、固定資産税の負担調整措置の見直しでございます。現行の負担調整措置の仕組み、あり方を3年間延長をする事と致しております。住宅用地の据え置き特例につきましては、現行の負担水準の上限80%、これを段階的に廃止をすると、本則に戻していくということにしたものでございます。資料の表をご覧くださいと思いますが、平成23年度まで、改正前でありますけれども80%未満だとすれば5%加算をしていくというやり方で上限80%まで加算をしていくと、80%越えをしているものにつきましては前年度の課税標準額に据え置くという仕組みが現行のあり方で行ってまいりました。本則を26年度に戻しますという中で、24年度、25年度につきましては、経過措置と致しまして90%を上限にするということで、いわゆる到達するまでの負担水準90%に至らない部分につきましては毎年度5%ずつのかき上げを行っていくという仕組みになってございまして、これにつきましても90%以上の負担水準があるとすれば、これについては前年度の課税標準に据え置くという措置がとられてございます。26年度につきましては本則に戻りまして100%の負担水準まで引き上げになる。100%の水準に至るまで毎年5%ずつ加算をしていくという内容になってございます。

今回、この改正に至った経過につきましては、まあ地方税法の改正でございますけれども、住宅用地特例というのがございます。通常、住宅用地につきましても固定資産税につきましては、6分の1、200㎡までは6分の1軽減、それ以上については3分の1軽減がなされてございます。税制の負担のあり方から、この特例率

を持った住宅用地について、いわゆる負担水準を80%未満にしておくというのは不公平感があるというのが法改正の趣旨でございます。そんなことから、24年度25年度につきましては経過措置で90%が上限。26年度では100%、満度の水準という風な今回の改正になったものでございます。

資料の次の頁をお開き願いたいと思いますが、それ以外に沼田町におきましては該当する案件は無いと思いますが、地方税の特例措置と致しまして、地域決定型地方税特例措置によります、償却資産の課税標準額の特例割合の規定、それから一般社団、財団が設置している図書館、博物館及び幼稚園の非課税措置の適用を受けようとする場合の申告についての規定、まあこういったものを行ってございます。これらにつきましては本町において該当する案件はございません。

参考と致しまして、地方税法の方で改正されました主な内容を記載致してございます。この中で括弧の3でございますが、新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成26年3月31日まで延長すると。地方税法附則第15条の6でありますけれども、これにつきましては、固定資産税の2分の1の減額措置がなされております。この期限が今持っている法律の中では平成24年3月31日までとなっております。これを2年間延長いたしまして26年3月31日までの新築期限、ここまで延長いたしてございまして、この中で新築されますと一般住宅で3年間固定資産税が2分の1に減額をされるという内容のものでございます。その他、地方税法の改正に伴いまして、生じた適用条項のズレ、こういったもの等を併せて改正をさせていただいております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。ご承認の程、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第6号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第10。承認第7号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）承認第7号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

次の頁、専決処分書をお開き願いたいと思います。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成24年3月31日付けであります。町長名でございます。次頁をお開き願いたいと思います。

沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。改正条文につきましては朗読を省略させていただきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の根拠であります、町税条例の一部改正と同様でございます、地方税法等の一部を改正する法律、これが24年3月31日公布となりまして、関係する政令、省令についても同日付で公布されたことに伴い、沼田町国民健康保険税条例の関係条文について改正準則に基づき、所要の改正が必要となったものでございます。この為、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容につきましては先程町税条例の方でも申し上げましたとおり、東日本大震災に係ります内容でございます。譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例につきまして、東日本大震災に係ります被災居住用財産の敷地に限っては係る譲渡の期限を3年から7年に延長して、譲渡所得に係ります国民健康保険税所得割を算定する規定の整備をしたものでございます。

以上。提案理由の説明とさせていただきます。ご承認の程よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第7号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11。承認第8号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）承認第8号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

次の頁、お聞き願いたいと思います。

専決処分、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成24年度沼田町一般会計補正予算専決第1号を別紙のとおり専決処分する。平成24年4月2日、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算、専決第1号1頁をお聞き願いたいと思います。

平成24年度沼田町一般会計補正予算専決第1号。平成24年度、沼田町の一般会計の補正予算専決第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、193万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、48億193万円と定める。2項省略を致します。平成24年4月2日付けでございます。

専決理由でございますが、若干長く喋りますのでお許しを願いたいと思います。まずは、3月に新年度予算を議決いただきまして、年度当初での専決処理となったことについてお詫び申し上げたいという風に思います。専決に至った経過について申し上げますと、予算編成につきましては、1月末で既に完了致してございます。議案のまとめにつきましては、その後2月中にまとめてございまして、このことによりまして、予算の中に機構改革によりまして、事務分掌等の異動、こういったものを反映させることが出来なかったことによるものでございます。具体的に申し上げますと、4月1日付け機構改革による政策推進室の新設に伴います事務分掌の分離、その他所管事務の移動、これがなされたことに伴いまして、所管の予算の混在を解消を致しまして、それぞれの所管課等に独立した目予算となるように分離をさせていただいたものでございます。

予算分離に際しまして、新目、新しい目立てを3本程行っております。これにつきましては、1つには分離した事務事業予算を統合する適当な目が無かったということ、2つには1つの事務事業が財源と一体になっておりまして、新目一本で執行したほうが明瞭であることなどでございます。

一部予算を増額している目がございます。これは室を新たに設置したことにより、

単に規定の予算を分離するだけではうす巻きとなってしまいまして、必要とする事務の厚みをカバーできないということから年間必要とされる、経常経費分を増額させていただいたものでございます。また、当該専決予算によりまして、町政の執行方針が変わるものではございませんで、あくまでも事務的処理を行った専決という風にご理解をいただき、ご承認をお願いしたい次第でございます。この専決1号に関しての資料、A4の資料を1枚お配りをさせていただいておりますので、そちらの方でご説明をさせていただきたいと思っております。

この表の左側、当初予算であります、現行、議決をいただいた時点の予算でございます。

総務費の総務管理費の9目企画費からでございますが、9目の企画費、当初予算で748万1千円持っております。所管課は地域開発課でございます。これを矢印のとおり分離を致してございます。まず、748万の内から地域おこし協力隊活動費と致しまして、622万円を25目を新目として起こしまして移動させていただきます。それから、振興費、ここへ3町の広域振興協議会の負担金が50万ございますが、これは商工観光課の事務分ということで、振興費の方へ移動させていただきます。この2つにつきましては、商工観光課の所管分でございます。政策推進室であります、9目の企画費と致しまして、当初予算の残り分、76万1千円に加えまして、110万3千円を増加補正をさせていただいております。これにつきましては、特に役務費で50万を乗せさせていただいております。今後様々な調査等計画を展開するに当たりまして、イメージパースなどのいわゆるビジュアル的なペーパーが必要になるという事から、これらのパースを書きいただく時の手数料あるいは資料の収集の手数料等を50万まとめて計上をさせていただいております。いずれにしても、110万3千円につきましては、年間、政策推進室が企画費の中で必要となるべき経常予算として室に持たせたものでございます。

次に、当初予算の10目の振興費であります、1,077万1千円。これも地域開発課所管でございます。この内、商工観光課に振興費の本体を置きまして、1,058万円を残してございます。政策推進室の方には過疎連、それから山村、ダム・発電協議会の負担金19万1千円を分離をしております。

次に、12目の当初予算の自治振興費であります、1,079万1千円。総務課所管の予算でございます。これを、分離を致しまして住民生活課の方へ地域活動推進費と致しまして、896万4千円を分離を致しました。内容は自治振興協議会に係ります経費、それからコミュニティセンターに係る経費でございます。総務課扱いの自治振興費につきましては本体として、その残分183万5千円を残しているものでございます。

次に、当初予算で21目の新エネルギー推進費であります、197万4千円。

これも地域開発課所管でございましたけれども、これを3課に分離を致してございます。まず、政策推進室に本体を持たせまして、分離をした後の残分76万5千円を新エネルギー推進費として政策推進室が持つてございます。総務課の所管の一般管理費に車両経費分22万4千円。持っていた車両を総務課扱いに致しましたので、係る経費分を一般管理費扱いとして分離を致してございます。その他、農業振興課の中に利雪農業推進費という目立てをさせていただきますまして、利雪研究会に係る経費98万5千円、これを分離を致してございます。その他、10万円の増加をここでさせていただきますでございます。研究員の本務の場所が農業振興課になったということで研究員の活動経費というのがこの中で、発生してこないということで10万円だけ見させていただいたものでございます。

結果、移動後の予算額であります、商工観光課扱いの地域おこし協力隊活動費に622万。それから、10目振興費で1,108万円、それから政策推進室所管の企画費で205万5千円、それから政策推進室持ちの新エネルギー推進費で76万5千円。住民生活課所管の24目地域活動推進費に896万4千円。総務課扱いの自治振興費につきまして、183万5千円。一般管理費の22万4千円はこれは相手がおきませんで、増分としての捉えでございます。農業振興課扱いの14目利雪農業推進費と致しまして移動後の予算額は108万5千円。雪山センターの管理運営経費につきましては、206万9千円。地域開発課からそのまま横滑りを致しまして、農業振興課扱いに目番号を変えて移動させていただきます。同額でございます。

その他、専決予算の11頁の方に諸支出金で備品購入を計上させていただきますしております。72万7千円を庁用器具費として計上させていただきます。これにつきましては、事務室の新設、移動に伴いましてそれぞれ、新年度業務が円滑に始動できるよう、具体的にはミーティングテーブル等の購入費を計上したものでございます。申し上げましたとおり、農業振興課と政策推進室に配置をしたものでございますが、農業振興課では農業者の皆さんがよく来庁された折に図面を広げるスペース等が必要だったものでございます。政策推進室では新たな事務室でのミーティングの機会が多くなったということにより導入させていただいたものでございます。なお、増額補正とした部分につきましては地方交付税、これを財源とさせていただきますものでございます。

以上申し上げまして提案理由とさせていただきます。ご承認の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。高田議員。

○3番（高田 勲議員）3番、高田です。最後の庁用器具費なんですけれども、こ

れ、諸支出金から出ているというのは何か理由があるのか。本当だったら、例えば農振に行くんだったら農林水産費から出るのが普通であると感じるんですけども、それを聞かせてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）諸支出金としてこの備品を計上した意味は、このミーティングテーブルというそのもの自体が農業施策としてのものではないということでございます。諸支出金にもたせたのは特にそのもの自体に行政目的を持たせたものではないことから、いわゆる事業目的の無い経費を扱う款、まあ諸支出金でございます。そこで計上させていただいたということございまして、この扱いも財政課扱いで仕事を進めさせていただきました。つまり、役場全体の備品としてそれを購入を致しまして、農業振興課と政策推進室に配備をしたという捉え方ご理解をいただきたいと思えます。実際のところふらっとトークなんかでもそのテーブルを使ったりもしますし、特に農業というものにこだわる、あるいは政策推進室の固定の備品という風にもこだわっているものではございませんで、そんな意味から諸支出金に予算を計上したということでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）まあ多目的に使うんだよという話でこの款から出すということなんでしょけれども、普通の会社でも何でもそうなんですけれども、課が増えてテーブルが足りなくなったのは、それは分かる。分かるけどもきちっと予算立てがないと、決裁仰ぐまで普通買いませんよ。これは専決する理由って、本当に専決が正しいかどうかというのは、ちょっと私的には常識で考えたら疑問が残る。あともう1点、町民サロンですか、あそこのテーブルもしそうなのであるとしたら、あれは町長の政策的なものですよね。それってやっぱり基本的には専決ではなくて、議会の承認をきちんと取って補正を組んでから事業を行う、予算を執行するのが本来ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）あそこのラウンジにありますテーブルにつきましては、今回の補正とは直接絡みは無い訳でありますけれども、いわゆる新しい課が出来た、あるいは課の移動の中で従来不便を強いられていたということを解消しようとする年度始まってすぐ、このことは対処した方がよろしいだろうということで年度途中にまた、バラバラ補正が上がる事を避けたというのは一つはございます。そんなことでは、先程申し上げましたとおり増額予算も他の方で持たせてもらったのも、年間必要とする経常経費についてはこの段階で始末をしておきたいという思いがあったからでありまして、これを途中で臨時会を開いて補正を通すのか、あるいは6月まで待ってこれをやるのかという部分では、私どもといたしましては、

只今申し上げましたとおり、この異動絡みの中の専決処分という形の中で何とか年間必要経費総額を確保した上で、業務を頭から遂行して行きたい。こういう考え方の中で専決処分に盛り込まさせていただいたということでございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）多分、認識の違いだと思うんでこれ以上やっても平行線のままなものですから、それ以上やりません。けれども、じゃあ町民サロンの机、イスは違う訳ですね。この72万7千円の中には入っていないという事だけ確認させてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）町民サロンに元々、元々といいますかあるものにつきましては今回の専決で持った備品購入費とは全く関係がございません。

○議長（杉本邦雄議長）他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑が無いようですので質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第8号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。4時まで、暫時休憩いたします。

15時52分 休憩

16時00分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開いたします。日程第12。議案第38号。特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第38号。特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成24年6月20日提出、町長名でございます。

今回の条例の一部を改正する条例の条文の朗読につきましては、省略をさせていただきます。提案の理由を説明させていただきます。

町長の行政報告の中でもございましたとおり、今シーズンの大雪によりまして、教育施設、これはB&G海洋センター管理棟の屋根の破損が生じたところでござい

ます。このことについて、町長、副町長及び教育長が職員の管理監督責任者の立場から、自ら7月分の給料について、1割を減額するものとして今回の条例の一部改正を提案したものでございます。宜しくご審議の程、お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）7番絵内です。これは7月の1ヶ月だけという意味なんですか。いかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）指摘のとおり、7月分、1ヶ月分でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、絵内議員。

○7番（絵内勝己議員）責任の取り方としてこれも一つの方法なのかなと思いますけれども、町長はじめ3役の皆様方というのは大変沼田町に貢献いただいておりますので、私はこの減額については、あんまり賛成の意見は持っておりません。少なくとも、やはり人が人を動かす訳ですから、後はどのようにして人が人を動かさなかったから、今日こういったような事態が生じている訳ですので、私はこういったことをお金で減額するっていうことをなるべくしないようにしていただきたい。そして、その分また一生懸命、町のために働いていただきたい。私の願いであります。町長はじめ職員の皆様方にその意識改革というのをどのようにされていくかというのが、これからの課題だと思いますけれども、是非、今後こういったことの減額するっていうことにはしないで進んでいただきたいことをお願いしておきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）他に質問ありませんか。質疑無しと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）再開いたします。日程第13。議案第39号。国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）議案第39号。沼田町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例について。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成24年6月20日提出、町長名でございます。

沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。改正条文につきましては、税率のみの改正となっておりますので朗読を省略をさせていただきます、提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年度の国保会計につきましては、一般会計からの税負担軽減対策及び財政支援対策としての法定外繰入、3,644万6千円を繰入した税負担の激変緩和後の課税必要額、1億3,340万6千円の申し出がございまして、これを税率算定に当たっての一定の法的制限の中で算定をし、改正を行ったものでございます。また、税率改正に伴いまして、低所得者等に対する応益分の税額についてもそれぞれの軽減率、7割、5割、2割に改正したところでございます。資料をお配りいたしてございます。

ご覧をいただきたいと思いますが、まず資料の1でございます。ここで、現行税率と必要額に応じた税率と2段組みにしてございます。上段の方で仮に現行税率に据え置いた場合、必要額に対して当初調定見込額であります、1,231万6,400円、これが不足を生ずることとなります。これを必要総額となるように税率を算定した結果、その下段の税率であります、医療分の所得割が3.33%、介護分が1.30%、後期支援分に2.01%、それから医療分の均等割これが3万1,000円、介護分均等割が2万1,500円、後期支援分の均等割で1万1,800円、それから医療費の平等割で2万7,000円、後期支援分の平等割これが10,200円に改正したところでございます。これによりまして、一人当たり、1世帯当たりと記載してございますが、本年度1世帯当たりの平均負担額、24万9,608円となりまして、その下段が前年度の負担でございますが、前年比4万4,671円の負担増、1人当たりでは、13万5,957円となりまして、前年比と比較いたしますと2万9,019円の負担増となっております。なお、これら改正につきましては、沼田町国民健康保険運営協議会に諮問申し上げまして、適当と認めるとの答申をいただいているものでございます。

次の頁、資料の2をご覧くださいと思います。ここでは参考までに北空知管内市町の賦課状況でございます。24年度のそれぞれ各市町の改正案を参考までに取りまとめたものでございます。右の方に1世帯当たり、1人当たりという風な区分がございます。この中の平均課税額の網掛け部分の計分、これが24年度に係ります各市町の負担でございます。これをご覧いただきますと、一番下段、沼田町の水準と比較を致していきますと、昨年までは最低ランク程度の非常に低い水準にいたわけでありまして、24年度につきましては妹背牛町に次いで高い水準

となっております。なお、基金残高につきましては、8,341万5千円を現在保有している状況でございます。次に、その次の頁、資料の3をご覧をいただきたいと思いますが、ここでは改正前と改正後の影響額、それぞれを3パターンで試算をさせていただいたものでございます。それぞれ参考としてお目通しをいただきたいと思っております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきたいと思っております。ご審議の程よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14。議案第40号。沼田町暴力団排除条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷口 勲住民生活課長）議案第40号。沼田町暴力団排除条例について。沼田町暴力団排除条例を提出する。平成24年6月20日提出、町長名でございます。

昨年4月1日から同条例が施行され、北海道市町村が連携をとって取り組むことが重要であることから、沼田町においても暴力団排除を推進する条例を提案するものです。条文の朗読は省略しまして要点を説明させていただきます。

1条では目的を規定しております。暴力団の排除について基本理念を定め、町民及び事業者の責務を明らかにし、町、町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、安全で平穏な生活の確保を目的としてございます。1枚おめくりいただきまして、3条で基本理念を規定してございます。暴力団の排除は社会全体として暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、資金を提供しないこと、利用しないことを基本として推進されなければならない、町、町民、関係機関、関係団体による連携及び協

力の下に推進されなければならないと規定しております。

1枚めくっていただきまして、7条でございます。7条につきましては、町の事務事業における措置ということで規定してございます。町は、発注する建設工事、その他町の事務事業に暴力団により暴力団に利することにならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者が町の実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずると規定されてございます。

第8条でございます。公共施設の利用の不許可でございます。公共施設が暴力団活動に利用されると認められる時は利用を許可しないというものでございます。また、既に公共施設を利用している場合が認められた場合は許可を取り消し、利用の停止を求めるものとするということで規定をされてございます。

2枚おめくりいただきたいと思っております。附則でございます。附則の1項、施行期日。この条例は平成24年7月1日から施行するということでございます。それから2項、沼田町公共施設の暴力団排除に関する条例の廃止。沼田町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成11年条例第24号）は廃止する。先程、第8条で説明申し上げました、公共施設の暴力団員の使用を制限することになりますので内容が重複することになりますので、この条例を廃止するものです。以上、説明にさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15。議案第41号。沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷口 勲住民生活課長）議案第41号。沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町印鑑登録及び証明に関する条

例の一部を改正する条例を提出する。平成24年6月20日提出、町長名でございます。条文については省略させていただきまして、要点を説明させていただきたいと思っております。

入管法の改正によりまして、新しい外国人の在留管理制度が7月9日よりスタートします。新しい制度では外国人の方は住民基本台帳の対象となり、外国人住民の方が印鑑登録をできるようになったため、条例改正をするものでございます。

以上説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第16。議案第42号。空知教育センター組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（篠原 毅教育次長）議案第42号。空知教育センター組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、空知教育センター組合規約を次のとおり変更する。平成24年6月20日提出、沼田町長名でございます。

空知教育センター組合規約の一部を改正する規約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。以下、条文の朗読は省略しまして提案理由を説明させていただきます。

空知教育センターは空知管内の市や町が教職員の研修や教育に係る調査、研究を行うために昭和43年から共同で設置しているものでございます。現在の建物は教育センター組合の所有、また、土地は滝川市の所有となっておりますが、建物につきましては昭和43年建設の為、老朽化と耐震改修の必要性等の問題から構成しております24の市や町で検討を重ねてまいりました結果、平成23年11月の空知教育センター組合議会の第2回定例会で滝川市が別に取得しております、旧北海道

滝川高等技術専門学校の一部を賃貸により活用するというところに致したところであり、また、現在の建物につきましては本来であれば、組合において解体し、その後、土地を所有しております滝川市へ返還するというところがございますけれども、時間を掛けずに土地と建物を一体的に処分できるよう、滝川市に現状のまま無償譲渡することになったところがございます。解体は滝川市において行われることとなりますが、これに要します費用3,000万円につきましては組合が500万円ずつ6年に分けて、滝川市の負担金と相殺する形で滝川市に返還することとしております。この度の規約改正はこれに伴います、事務所の位置変更と現在の建物の解体費相当分3,000万円を滝川市の負担金と相殺できるよう附則で規定しようとするものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第17。議案第43号。平成24年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉財政課長）議案第43号。平成24年度沼田町一般会計補正予算について。平成24年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年6月20日提出、町長名でございます。

別冊の24年度一般会計補正予算第1号1頁お開き願いたいと思います。平成24年度沼田町一般会計補正予算第1号。平成24年度、沼田町の一般会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5,837万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、48億6,030万1千円と定める。2項省略を致します。平成24年6月20日提出、町長名であります。

それでは、10頁、歳出をお開き願いたいと思います。まず、歳出であります、2款の総務費であります。2目の情報推進費63万円を需用費、印刷製本費の増ということで処理をさせていただきました。これにつきましては、総合案内パンフレット、沼田町のいわゆる町制要覧、それから各種施設等観光パンフも含めてであります、それを総合的に作っている総合パンフレットがございます。この在庫不足がありまして、これを5,000部増刷を行いたい。その経費でございます。

次に3目のOA管理費であります、30万1千円。消耗品で増加をさせてございます。OA管理費の中で職員の増及び人事異動に伴いまして、パソコンの4台分のオフィスライセンスを取得する必要がある。このことによりまして追加補正をしたものでございます。

6目財産管理費であります、169万1千円でございます。旧北竜地区館でございますが、平成20年に某事業所に事務所として貸し付けておりましたが、この5月に退去いたしました。このことから既に46年経過をした老朽物件でもございまして、解体しようとするものでございます。

次に9目の企画費であります、84万2千円を補正を致してございます。9節旅費で59万6千円、14節の使用料及び賃借料で4万6千円でございますが、政策推進室によります、先進地の視察経費の補正でございます。これは経常経費でございませんで臨時的な経費という位置付けになる訳であります、視察のテーマを1つに移住定住、2つに地域資源によるまちおこし、3つ目にはお年寄りに優しいまちづくり、4つ目には地域資源を活用した産業振興雇用創出と致しまして長野、島根、ここを計画を致しているものでございます。13節の委託料につきましては土地利用マスタープランを作成する訳であります、沼田町の市街図のデータ作成業務の委託料でございます。現況で市街図を町としては持ってございませんで、データとして導入をしようというものでございます。

次に24目の地域活動推進費であります、256万2千円の追加でございます。工事請負費でございますが、1つ目には高穂のコミュニティーセンターの雪害によります屋根の修繕工事でございます。228万7千円の改修経費の内、災害共済金137万2千円でございます。残額91万5千円を町と指定管理受託者の折半で負担をしようとするものでございます。2つ目には併せてコミセンの国道側の屋根の部分、この塗装を実施をするということで補正の増とさせていただいたものでございます。

次の頁をお開き願いたいと思います。3款の民生費であります、1社会福祉総務費であります。6月補正で一番、金額の張っているものがこの補正であります、3,644万6千円。国民健康保険特別会計繰出金でございます。先程の案件の方で申し上げましたとおり、国保医療費の動向に加えまして、過去、基金を繰入れて

被保険者の負担軽減を図ってまいりましたけれども、基金の枯渇を目前とした中で適正な税負担とするには、大幅な負担増になるということから一般会計が一定のルールによりまして政策的財政支援をし、段階的に負担の激変緩和を行おうとするものでございます。

次、2項1目の児童措置費であります、113万円の減額でございます。これは扶助費であります、子ども手当から児童手当に変わる制度改正によりまして、児童手当と説明を改めさせていただいております。併せて給付人数の精査により減額補正としたものでございます。また、法改正によりまして費用負担も改正になったことから財源につきましても併せて補正を行っているものでございます。

次の頁をお開き願いたいと思いますが、6款の農林水産業費であります。7目の個別所得補償制度推進事業費であります、601万2千円あります。19節の負担金補助及び交付金で590万円を交付金として計上を致してございます。新規でございます。これにつきましては、個別所得補償経営安定推進事業に係る補正でございますが、農地集積協力金の1つでございます経営転換協力金、これを420万円見てございます。交付単価につきましては、それぞれ面積毎に単価が変わってございますけれども、面積の2haを超えるもの、戸当たり70万円。この協力金を6戸分計上したものでございます。2つ目には分散錯圃解消協力金と致しまして170万円でございます。交付単価につきましては、10a当たり5,000円以内でございまして、34haを見込み計上したものでございます。なお、これら協力金につきましては出し手に対する支援でございまして、全額国の施策でございます。

続きまして、8目の農産加工場製造費であります。併せて13目の就農支援実習農場運営費、絡みがありますので同時にご説明を申し上げますと、それぞれ19節の570万円という金額であります。農産加工場においては農産加工場業務負担金の減570万、農場の経費の方では就農支援実習農場業務負担金で570万でございまして、入れ替えになってございます。加工場勤務の開発公社職員、これを農場へ配置替えしたことにより、加工場で減額、農場で増額としたものでございます。加工場での減額につきましてはの財源はその他売上げで減額を致してございます。歳入で減額を致してございませぬ。この570万円につきましては後程またご説明を致しますけれども、職員費の方にその他財源ということで570万円を充当をしているものでございます。農場に係ります570万円の業務負担金につきましては、この財源につきましては特別交付税を当て込んでいるものでございます。

次の頁をお開き願いたいと思いますが、8款土木費であります。3項河川費の1目河川総務費であります。653万5千円の追加を致してございます。需用費、修繕料で30万円あります、これにつきましては東予地区のシリナシ川、あるい

は更新地区河村配水路の浚渫経費でございます。融雪時におけます土砂、あるいは枯れ枝と流木の流入によります埋伏、これが原因でございますして浚渫の必要が生じたものであります。15節の工事請負費であります、620万円。恵比島地区アイトナイ川の横断管、これはコルゲート管になっている訳であります、ここの損傷部から融雪水が大量に流れ出てまいりまして、埋設している土砂を流したことに よりまして通行に支障をきたすことになっているという状況のことから、これをヒューム管に改修しようとするものでございます。それから、しぐれの沢の法面の改修工事ではありますが、これは幌新のしぐれの沢でございます。融雪水によりまして法面の崩落が生じてございます。ふとんかごによりまして改修をしようとするものでございます。

次の頁をお開き願いたいと思いますが、10款教育費であります。5目の海洋センター費であります。372万8千円でございます。海洋センターの屋根修繕工事として計上いたしてございます。今冬の降雪によります過重な屋根雪によりまして管理棟東面屋根、あるいは北側の一部、これが破損をしたことによります修繕工事経費を計上したものでございます。建物災害共済金242万2千円を財源と致しまして、不足する額130万6千円につきましては一般財源としてでございます。以上が歳出補正の説明でございます。

次に7頁の方、歳入をお開き願いたいと思います。まず、11款地方交付税であります、1目の地方交付税で421万9千円を減額を致してございます。繰越金を計上いたしまして、更に特定財源を充当した結果、歳入過大となったことから地方交付税を減額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

次に15款国庫支出金の国庫負担金、それから次頁の16款道支出金の道負担金につきましては、子ども手当から児童手当に変わる制度改正によりまして費用負担の改正がなされたことが主な要因でございます。

8頁の16款道支出金の道補助金、606万4千円につきましては、経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金に対する全額の国庫の補助金でございます。

次の頁、9頁をお開き願いたいと思いますが、20款の繰越金であります。23年度決算におきまして、5,889万5千円の実質収支となりまして、当初予算存置額500万円を差引いた額の補正予算の計上でございます。5,389万5千円を計上したものでございます。

21款の諸収入であります、5目の雑入で425万2千円であります。建物災害共済金として379万4千円ありますが、高穂のコミセンで137万2千円、それから海洋センターで242万3千円の共済金であります。その他、45万8千円を見てございますが、これは高穂コミセンの指定管理受託者の負担金と致しまして45万8千円。これを計上しているものでございます。

以上で、補正第1号の提案理由とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いを致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。渡辺議員。

○10番（渡邊敏昭議員）ちょっと質問のところで行っちゃったんですけども、海洋センター改修工事で予算を見ている訳ですけども、実際には海洋センターって修理終わって動いていますよね。

○議長（杉本邦雄議長）はい、教育次長。

○教育次長（篠原 毅教育次長）海洋センターにつきましては、実際利用の方はいただいております。今の修繕箇所というのは建物の東側で通常子どもさん達が入り出す場所には関係がない状態で軒天のところが空いている状態です。それで危険防止のために体育館からバリケードというかスキー場のようなああいう柵で安全対策をして利用いただいている状況でございます。

○議長（杉本邦雄議長）いいですか。他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第18。議案第44号。平成24年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（橋 英則和風園長）議案第44号。平成24年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成24年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

別冊、特別会計補正予算第1号の1頁をお開きください。

平成24年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,603万9千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ、2億5,850万5千円と定める。2項については省略させていただきます。平成24年6月20日提出、沼田町長名でございます。

今回の補正の内容の主な内容を。

(「説明省略」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第19。議案第45号。平成24年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（中山利之旭寿園長）議案第45号。平成24年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成24年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

別冊、特別会計補正予算第1号の1頁をお開き願いたいと思います。

平成24年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ、3億9,462万4千円定める。2項につきましては省略致します。平成24年6月20日提出、沼田町長名でございます。

今回の補正予算につきましては。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第20。議案第46号。平成24年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第46号。平成24年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成24年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

別冊の介護保険特別会計補正予算第1号1頁をお開きいただきたいと思えます。

平成24年度沼田町介護保険特別会計補正予算第1号。平成24年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、397万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3億3,718万4千円と定める。2項は省略させていただきます。平成24年6月20日提出、町長名でございます。

今回の補正につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金の確定と前年度の介護給付費の確定に伴います国、道支出金及び支払基金等に係る返還金等の補正額の計上になってございます。

（「説明省略」の声あり）

宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第21。議案第47号。平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長）議案第47号。平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算第1号の1頁をお開きいただきたいと思います。

平成24年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。平成24年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,377万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5億6,072万9千円と定める。2項は省略させていただきます。平成24年6月20日提出、町長名でございます。

今回の補正につきましては、歳入におきましては平成23年度の決算による繰越金の確定と税率の改定によります現年課税分の補正、被保険者の税負担を軽減する為の一般会計からの繰入金を計上したこと、歳出におきましては、平成23年度療養給付費確定によります給付費の算定によります補正と国への償還金を予算計上しております。歳出の補正から説明をさせていただきます。

(「説明省略」の声あり)

宜しくご審議お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第22。議案第48号。平成24年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司保健福祉課長） 議案第47号。平成24年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成24年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成24年6月20日提出。町長名でございます。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算第1号の1頁をお開きいただきたいと思えます。

平成24年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。平成24年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、10万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5,749万4千円と定める。2項省略させていただきます。平成24年6月20日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

宜しくご審議をお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(報 告 事 項)

○議長（杉本邦雄議長）日程第23。報告第1号。株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第1号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり受理することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第24。報告第2号。財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題と致します。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告2号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第2号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は報告のとおり受理することに決しました。

(人権擁護委員の推薦に伴う諮問)

○議長（杉本邦雄議長）日程第25。諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

（「なし」の声あり）

○町長（金平嘉則町長）諮問第1号。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現人権擁護委員であります吉岡宥二氏の任期が24年9月30日を以って任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記としまして推薦する方は住所、沼田町南1条4丁目7番98号、氏名、徳盛 透氏、生年月日、昭和30年3月14日生まれでございます。徳盛さんの出身は鹿児島県でございます。平成21年3月に陸上自衛隊沼田弾薬支処を退職後、保護司として旭川保護観察所沼田駐在官事務所に2年間勤務された経験もあり、識見、人格共に正に適していますので提案申し上げますとこ

ろでございます。平成24年6月20日提出、沼田町長名でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

（沼田町選挙管理委員及び補充員選挙）

○議長（杉本邦雄議長）日程第26、選挙第1号。沼田町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題と致します。お諮り致します。選挙の方法については投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法があります。この際指名推薦の方法に致したいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって指名は議長においてすることに決しました。それでは指名致します。選挙管理委員に野上哲君、中澤弘幸君、渡邊清君、鎌田真滋君、補充員に繰り上げ第1位小野幸男君、同第2位井上保君、同第3位石川定美君、同第4位大原正己君を指名致します。お諮り致します。只今議長が指名致しました、野上哲君、中澤弘幸君、渡邊清君、鎌田真滋君の4名を選挙管理委員に、繰り上げ第1位に小野幸男君、同第2位井上保君、同第3位石川定美君、同第4位大原正己君の4氏を補充員にそれぞれ当選人にすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって只今指名致しました選挙管

理委員 4 名と補充員 4 名それぞれ当選人に決しました。ここで暫時休憩致します。

16時51分 休憩

16時51分 再開

(日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案 2 件、事務局より意見案 1 件について、追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第 27、議案第 49 号。建設機械購入契約について。日程第 28、議案第 50 号、旭寿園外壁改修工事の請負契約について。日程第 29、意見案第 2 号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案について、以上 3 件、日程に追加することに決定しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 27。議案第 49 号。建設機械購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第 49 号。建設機械購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって議会の議決を求める。契約の目的、除雪トラック購入事業、契約の方法、指名競争入札、契約金額、4,000 万 5 千円、契約の相手方、UD トラックスジャパン株式会社旭川支店、機種、除雪トラック 10 t、納期、平成 24 年 12 月 28 日、平成 24 年 6 月 20 日提出。町長名でございます。なお、指名業者につきましては別紙のとおりですのでお目通しをお願い致します。

この除雪専用車につきましては、平成 2 年購入の同型車の更新でございます。社会資本整備事業で 3 分の 2 の国費が入る予定となっております。仕様につきましては、フロントプラウの外、路面整正装置、サイドウイングが付いた 10 t 級の除雪専用トラックでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第28。議案第50号。旭寿園外壁改修工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(中野栄治建設課長) 議案第50号。旭寿園外壁改修工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負契約の10%以内において変更することが出来る。契約の目的、旭寿園外壁改修工事、契約の方法、指名競争入札、契約金額、6,405万円、契約の相手方、広進工業株式会社、工事場所、沼田町旭町3丁目、工期、契約の日から164日間、平成24年6月20日提出。町長名でございます。なお、これにつきましても、指名業者につきましてもは別紙のとおりですのでお目通しをお願い致します。

工事概要につきましては、旭寿園の南側、東側壁面及び中庭の壁面について外断熱材の表面補修、これは約2分の1ですが、それと塗装工事を全面に亘って実施致します。改修面積は1,768㎡です。これを持ちまして、大規模改修工事につきましては、今年度で終了となります。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(意見案の審議)

○議長（杉本邦雄議長）日程第29、意見案第2号。森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑を省略致したいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成24年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦勞様でした。

16時57分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員